

総務企画委員会記録  
<第3号>

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月21日（水曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第3号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成24年3月21日 水曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後5時33分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第2号議案 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例
- 2 乙第3号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第4号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 乙第8号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第9号議案 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 9 乙第10号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 10 乙第12号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
- 11 乙第53号議案 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 12 乙第54号議案 西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

- 13 乙第55号議案 包括外部監査契約の締結について
- 14 請願第1号、陳情平成20年第83号、同第86号、同第87号、陳情平成21年第58号、同第59号、同第88号、同第111号、同第122号、同第128号、同第174号、陳情平成22年第61号、同第71号、同第163号、平成23年第99号、同第114号、同第125号、同第126号、同第138号、同第146号、同第173号、陳情第15号、第36号、第43号、第56号及び第71号
- 15 病院事業局長及び県立病院長の参考人招致を求める動議（追加議題）

---

出席委員

委員長	當間盛夫君
副委員長	山内末子さん
委員	島袋大君
委員	吉元義彦君
委員	照屋守之君
委員	浦崎唯昭君
委員	高嶺善伸君
委員	新里米吉君
委員	前田政明君
委員	金城勉君
委員	糸洲朝則君
委員	新垣清涼君
委員	上里直司君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	兼島規君
総務統括監	當間秀史君
総務私学課長	當銘健一君
人事課長	島田勉君
行政改革推進課長	池田克紀君
財政課長	平敷昭人君
税務課長	西平寛俊君
管財課長	上原徹君
県立病院課長	前田光幸君
警備部警備第二課調査官	瑞慶覧正君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第2号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第53号議案から乙第55号議案までの13件、請願第1号及び平成20年陳情第60号外24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第2号議案沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、乙号議案の説明をいたします。

お手元の平成24年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

3ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例について、御説明いたします。

この議案は、私立学校の老朽化施設の改築に対し、県が補助する事業の財源に充てるため、基金を設置する必要があることから、条例を制定するものであります。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 この間の議論のもとで、国がこの制度ができない場合には県独自でやるというようになっていきますけれども、改めてここに至った経過の御説明をお願いします。

○兼島規総務部長 まず1つは私立学校施設です。これは昭和56年以前の新耐震基準前に建築された建物が約4割を占めるなど、施設の老朽化が課題となっておりました。ただ、国庫補助事業をこの制度に導入しようという形で制度も含めていろいろと努力したのですけれども、なかなか国からは、これについては私学であるということから改築についての助成というものは厳しいというお話がございました。それを受けて、議会の附帯決議もございまして、そういったことももろもろ勘案して、今回一般財源でもって基金を創設して私学の改築工事等についての補助をやろうということでございます。

○前田政明委員 この6億円の算出の見込みというのですか、それは大体どういう理由でしょうか。

○當銘健一総務私学課長 補助の基本的な考えとしましては、現在対象になる学校法人を6法人と見込んでおまして、その保有します現在の改築の対象となります学校校舎と、それに現在国の制度がございまして幼稚園につきましては建てかえ等に制度がございまして、それ相当の単価等を掛け、それに助成率を掛けていきまして、おおむね全体の所要額を25億円程度と見込んでおります。現在20棟ありますので、平均しますと1億円程度という試算でございまして。

○前田政明委員 私学関係の具体的な建てかえをする予定は、大体何年度ぐらいからですか。

○當銘健一総務私学課長 平成23年の10月に実施しました調査でございましてけれども、平成25年度から—25年度までに実施を予定しています法人が4学校法人でございます。棟数でいいますと4棟予定しております。それと平成26年度か

ら28年度の間には改築を予定している法人が1学校法人ございます。棟数でいいますと6棟の予定でございます。

○前田政明委員　こういう県独自の私学の学校施設改築の事業という施策は、全国的にも幾つかあるのでしょうか。

○当銘健一総務私学課長　他県の状況でございますけれども、まず県独自の補助制度、これは私学施設整備に関する助成制度ですが、それは15県実施されてございます。

○前田政明委員　沖縄の人材の輩出に大変貢献してきた役割も踏まえて、特に先ほど言った耐震強化の問題も含めて、そういう形でこういう条例が提案されたことに対しては高く評価したいと思います。

○当間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員　このきっかけになったのが沖縄科学技術大学院大学関連のアミークスインターナショナルスクールの対応だと思うのですね。これは私学というとらえ方で、議会でもいろいろ議論があつて、そうせざるを得ないだろうということだと思うのですけれども、このアミークスインターナショナルスクールは今どうなっていますか。

○当間盛夫委員長　休憩いたします。

(休憩中に、総務部長からアミークスインターナショナルスクールの所管は企画部であり、答弁できないとの説明があつた。)

○当間盛夫委員長　再開いたします。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員　これは平成25年度からということですがけれども、我々も興南高等学校等を見に行つて、既に校舎が危ないので使われていないということもあつて、やはり財政的に非常に厳しいのでそういう建てかえができないということを知ったのですけれども、あれはもう既に一例えば平成25年度ではなくて

本来は財政的に措置ができればすぐにでもという印象を受けたのですけれども、そこはどうですか。

○**当銘健一総務私学課長** 興南高等学校につきましては、現在委員が御承知のようにかなり古い危険校舎等がございます。今入らないように囲ってある状況なのですが、現在、学校法人興南学園につきましては資金繰り等にめどが立ってなくて平成25年度以降としておりますけれども、いつの年度ということがまだはっきりしないところがあります。我々としましてもそういった中でぜひとも10年という期間を定めてはいるのですが、その中で現在の老朽校舎、向こう10年間で30年以上を迎える古い校舎の整備を促進するということを目的に今回基金で資金を確保しまして、学校法人興南学園に限らずほかの学校法人につきましてもこの制度の趣旨を十分にお話しして、できるだけ早い時期に施設整備ができるような形で、学校法人とも御相談しながら事業執行に向けていきたいと考えております。

○**照屋守之委員** これはそれぞれの計画があって支援をするという形なのだけれども、耐震構造とかいろいろな制約もあるわけでしょう。そうすると、その改築全体に係る工事費の何%とか、そういう基準のようなものもあるのですか、設けるのですか。

○**当銘健一総務私学課長** まず補助制度の概要、現在考えております案でございますけれども、事業費を一定規模のものを確保するという意味で、事業費が5000万円以上の改築工事の建てかえです。それと先ほどから説明しておりますが、昭和56年の新耐震基準の適用以前に建築された校舎、体育館、それと築後30年を今後経過する老朽化が著しい校舎及び体育館となります。補助率につきましては現在3分の1を想定しております、ただし一般財源ということでかなり厳しいところもございますので、1事業の補助金の交付の限度額を1億円としたいと思っております。なお、10年間の緊急的な措置という考えもございまして、1学校法人当たり1回限りの交付ということで今考えております。

○**当間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○**上里直司委員** 本会議で質問もあったかと思うのですけれども、この基金に繰り入れるのは一般財源だということなのですが、沖縄振興一括交付金での対

応が可能なのかなと思っていたのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう  
うか。

**○兼島規総務部長** 私どもも一括交付金が活用できないかということで少し検討しました。これが基金という形をとらざるを得ないところがあるものですから、そのあたりも含めてもう一度考えようということで今回の措置には至らなかったのですけれども、今後一括交付金の制度の要綱等もできますので、そこを踏まえてどのような形で一括交付金を活用できるかについては検討していきたいと思っています。

**○上里直司委員** 改正沖縄振興特別措置法が年度内におおむね可決しそうだということで、そのときの主要な議論の一つが一括交付金の使い勝手のよさ、あるいは基金事業への充当ということが国会レベルでも相当なテーマになったわけなのです。つまりこれが基金条例として設置されて、基金として運用していく上で長期間にわたって運用するものですから、その財源の確保というものも重要だと思うのですよ。さらにはこれは沖縄21世紀ビジョンで掲げた一つのテーマの中で実施する事業ですから、当然沖縄振興計画だとか法の趣旨にかんがみても合致するものだと思うのですね。そういう意味では、今は一般財源だとおっしゃっていますが、法律の制定ぐあいを見て財源をどうするのか、基金の充当というのが一どの基金にも充当することは難しいかもしれませんが、青少年の育成に対する配慮というものがかなり盛り込まれた法案になるでしょうから、そこには十分に合致するものなので、一般財源で充てるとはいうものの、少し法律の制定ぐあいを見て、どの財源を充てるのかということを検討していただけないでしょうか。もう一度、部長お願いいたします。

**○兼島規総務部長** その法律の制定状況を見て、しっかり検討していきたいと思っています。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を

改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 5ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、東日本大震災により被災した幼児の入園料並びに児童及び生徒の入学料の減額または免除に要する費用について、基金を活用する事業の対象とするとともに基金の設置期間を延長するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第3号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 今現在どれだけの子供たちが避難しているのか、その数をお願いいたします。

○當銘健一総務私学課長 現在この事業の対象となる地域—これは東日本大震災に対処するための特別な財政援助及び助成に関する法律に規定する地域ということでございますけれども、その地域からの転入者等は、平成24年1月20日現在の調査ではありますけれども、幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校、各種学校を含めると現在は24名でございます。

○山内末子委員 対象者が24名というのは今ちょっと少ないような感じがしたのですけれども、実際に対象となる要件みたいなものがあるのですか。

○當銘健一総務私学課長 先ほど申し上げました24名は県内私立学校で受け入れた数でございます。

○山内末子委員 では全体的に、これは私立学校だと思いますが、全体的な公立学校を含めた人数をお願いいたします。

○兼島規総務部長 教育庁が来ていないものですから、その数字は今手元にございません。

○山内末子委員 結局これは私立ですとかそういった形で対象の人数ということなのですが、今こちらにありますのは入学料、入園料になっていますが、教材費ですとかそういった観点からは支援するものはないのでしょうか。

○當銘健一総務私学課長 平成23年6月議会におきまして条例と補正を御承認いただいた中に、これは私立・公立両方が対象になりますけれども、例えば小・中学生に対し学用品、修学旅行費、校外活動費等への支援、それと給食費の一部支援、医療費の基準単価による援助等、そういった内容が平成23年6月議会以降措置されてございます。

○山内末子委員 傾向といたしまして、もう1年たったわけなのですが、特にまだ福島県あたりではまだまだ転出している数のほうが多いという形で報告を受けていますが、そういった意味では今後沖縄県に避難してくる傾向というものはあるのでしょうか。

○當銘健一総務私学課長 今具体的な数字をお示しできないのですが、そういった公立の数字がなくて、私学のほうは若干ではございますけれども、少しふえる傾向にはございます。

○山内末子委員 まだまだ支援していかなければならない状況があると思いますので、ぜひそういった形でしっかりと支援を一緒にしていきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特務勤務手

当の特例に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 6ページをごらんください。

乙第4号議案東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例について、御説明いたします。

この議案は、東日本大震災の災害現場に派遣されて業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例を定める条例を提案するものであります。

条例の概要は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所敷地内またはその周辺の警戒区域等の特定の区域において業務に従事した職員に対し、区域に応じて手当を措置する東日本大震災関連作業手当を設ける。東日本大震災に対処するため、交通取り締まりの作業または警ら作業に引き続き5日以上従事した場合に、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例で規定されている額にかかわらず手当額を加算する特例を設ける、というものであります。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 恐らくこれは全国でこうした条例が必要だからということで制定された条例だととらえているのですが、現状でこうした沖縄県に対して派遣要請というものが生じているのかどうか、お答えいただけますか。

○島田勉人事課長 今回の東日本大震災に関しての沖縄県職員の派遣状況でございますが、今委員からは派遣要請に基づきということでございますが、派遣要請に基づいて派遣している職員が現在6名これまでにおります。農業土木技師2名、土木技師3名、一般行政職で1名ということでございまして、これが派遣要請に基づいて、地方自治法に基づいて派遣している職員ということになります。

○上里直司委員 その6名の方が今回の条例に合致するという事なのですか。

○島田勉人事課長 今回の特殊勤務手当は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心に避難区域とか警戒区域とかそのように設けられておりますので、その警戒区域内で震災にかかわる業務をしたときには手当てしましょうという条例なのですが、本県から派遣した職員についてはすべて区域外で業務をしておりますので、今のところこの6名については対象にならないのですが、ただ警察官につきましては区域内に入って業務をしておりますので、その警察官は対象になってきます。

○上里直司委員 ですからその警察官の警らだとかという条例が盛り込まれていますので、今お話をした派遣要請の部分は理解はしているのですが、警察官に対する部分が発生しているのかどうか、そこについてお答えいただけますか。

○島田勉人事課長 昨年の7月18日から今年の1月31日までの間の実績がございませぬけれども、警察官は合計で60名、延べで103日間派遣されて業務しております。そのうち、原子力発電所から3キロ圏内で16名、延べ24日間、それから警戒区域内で43名、延べ77日間、それから計画的避難区域内で1名、延べ2日間という実績がございませぬ。

○上里直司委員 直接この条例と関連するかどうかというところはあるのですけれども、この方々の健康被害、あるいは診断というものは非常に心配しているのですけれども、条例とあわせてこれまでどうしているのかということについて、派遣要請の6名も含めてどうしようとしているのか、お答えいただけますか。

○瑞慶覧正警備第二課調査官 被災地に行った60名の皆さんについては、派遣する前にまず放射線の関係の教養を実施しまして、帰ってきてからもメンタルのチェックをする、そして向こうでも一たん汚染されていると思われる地域に入る者についてはそれぞれハイバックスーツというものを着まして、ゴーグルもしまして、これはセットでございませぬけれども、これをセットして入るということにしております。出るときは出てきて除染してあげるといふように対処しております。それぞれ線量計を持っていますのでその線量計でチェックしております。今までに問題が生じたことはありません。

○上里直司委員 いずれもこの条例を制定して、特殊勤務手当を支給するということでありますけれども、健康のことが心配ですので、その辺の対策ですね—これは今県警察がお答えされましたけれども、6名の方は域外ではあるのですけれども、ぜひそういう事後の健康診断等は万全にやっていきたいということで、最後に答弁いただけますか。

○島田勉人事課長 知事部局のほうでも派遣職員についての健康対策を対処しております。先ほどの6名は長期派遣なのですけれども、短期の業務命令で行った職員も多くおりますので、おおむね半月以上の期間を被災地に派遣した職員については、当然派遣中連絡を密にとって健康状態を確認しております。特に福島県に派遣した職員については、派遣終了後はじん肺検査とか電離放射線業務従事者健康診断—通常エックス線を取り扱っている職員については健康診断をやっていますが、それと同様の健診を県立南部医療センター・こども医療センターで行っております。それから当然この健診については長期間の観測が必要になってまいりますので、これについても毎年度実施しているということでもあります。それ以外にも必要に応じて産業医等によるメンタルヘルスケアも行っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 これまで3キロ以内で16名の警察官と44名が派遣されたということで、平成23年5月8日からさかのぼっての適用になっていきますよね。現在もこの数字なのですか。きょう現在も今派遣されている方がいらっしゃるのですか。

○瑞慶覧正警備第二課調査官 最終が平成24年1月18日から2月2日で15名、第9陣で派遣しましたけれども、これが最後で現時点はございません。今後は要請があり次第また派遣の予定でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 8ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、獣医師の人材確保を図る観点から、初任給調整手当の支給月額限度額を8000円から3万円に引き上げ、支給期間を、採用の日から8年以内から同10年以内に延長するとともに、へき地教育振興法の一部が改正されたことに伴い、へき地手当等について規定を整備するするものであります。

以上、乙第5号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 もう少し詳しく御説明いただきたいです。

○島田勉人事課長 獣医師の初任給調整手当の改正でございますが、獣医師や医師等については採用困難職種ということで、初任給調整手当という手当が支給されております。ただそのうちの獣医師については、現在月額8000円で、採用から8年間ということで支給しておりましたが、近年獣医師の社会的ニーズが高まりまして、牛海綿状脳症—B S Eとか口蹄疫とか鳥インフルエンザとか、全国各地で獣医師のニーズが高まってきておりまして、なかなか採用について各県苦勞しているという状況がございます。それが1点でございます。そういうことで、各県でも獣医師の勤務条件等の処遇改善というものが図られる傾向にありまして、九州各県でも初任給調整手当の引き上げなり創設なりがあったということで、その均衡をとる必要があったということです。そういうことで人事委員会からも昨年の報告で処遇改善について意見がなされたという背景が

ございます。ということで今回改正をするということになっております。

○前田政明委員 具体的に幾らから幾らになるのですか。

○島田勉人事課長 現在支給月額の限度額の8000円を3万円に引き上げます。そして支給期間を現在採用の日から8年以内としているところを、採用の日から10年以内に拡大いたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 現在獣医師は何名いらっしゃって、皆さんは何名必要と考えていらっしゃいますか。

○島田勉人事課長 平成23年度の獣医師の職員数は現在129名おります。毎年採用試験をここ数年やってきておりますけれども、平成23年度で13名の応募者がございまして12名受験しておりますけれども、合格者は11名出しました。来年度は4名採用する予定でございます。

○新垣清涼委員 必要人数はどうなっていますか。

○島田勉人事課長 定数が131名おりまして、職員数が129名ということで今2名欠員になっておりますが、今年度、定年退職者数が1名、それから勧奨・普通退職を含めて6名、7名がおやめになるということでございますので、その分は確保したいということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 この条例そのものに出ている獣医師というものが沖縄県は非常に少ないと聞いているのですけれども、全国的に見てどれくらい少ないのかとか、割合とかを把握されていますか。

○島田勉人事課長 民間の獣医師等を含めると、全体では把握しておりません。

○上里直司委員 管轄はどこになるのですか。獣医師の確保に努めるという所管課というのはどこになるのですか。

○島田勉人事課長 もちろん採用については総務部でやりますけれども、獣医師を置いている部局というのは環境生活部と農林水産部になっております。

○上里直司委員 つまりこれはへき地手当、離島手当が変わるということではあるのですけれども、へき地教育振興法でしょうか、このことによって僻地教育の振興が図られるということなのですか。そこはもう少し説明していただけますか。

○島田勉人事課長 今回の条例改正で、獣医師の初任給調整手当の部分とまた別にへき地手当—これは教員に支給している手当でございまして、全然別個の話になります。へき地手当については、離島とか交通が不便なところ、そういった僻地に教員を配置しやすいようにへき手当がへき地教育振興法に基づいて支給するように定められておりますけれども、へき地手当の基準については国が定める基準に基づいて定めるようになっていたのですが、今回へき地教育振興法の施行規則が改正されまして、国の基準を参酌して届け出ということで、これまでは基準としてあったものが、今回は参酌して届け出されてくださいと少し緩やかになったのです。そういうことで、その文言を今回改正するということになります。

○上里直司委員 まさにこれは教員に対してです。なかなかその配置が難しいからへき地教育振興法に基づいてやっていた。しかし参酌してやるということは地域独自で今の条例案にあるように手当の限度額を変えることができる。では、それによってどうなるのかという話をしたいのであって、だから先ほどから必要な数はどうなのかとか、額が出てくると思いますので、地域の話聞いてみるとかなり必要だと言っていますから、改めてどれだけ必要なのかということ、後日でもいいですので出していただけますか。

○兼島規総務部長 へき地教育振興法と少し別個の規定になっていまして、実を言いますと獣医師の確保の話がございまして、獣医師の確保についてかなり各県とも苦労しているわけですね。と申しますのは、獣医師になる方々が女性の方がふえてきているということが1点あります。もう一点は、女性の方々は獣医師の資格を取りますと民間の、例えば動物病院であるとか、そうい

ったところに行ってしまうのです。県の業務としては、例えば食肉検査業務であるとか、そういうちょっとハードな面が強いわけです。その観点から、なかなか獣医師の確保が—これは各県とも同様なのですけれども、かなり困難になってきておまして、獣医師の確保のためにどういった施策を盛り込むのか、手当という形で各県とも競って誘導しているわけですが、それでも少し事足りなくなってくるのかなど。ある面ではほかのところからいろいろな話がございますけれども、獣医師の大学を県内につくってみたらどうかというような提案等もあります。そういったことも含めて、今後獣医師の確保についてはかなり積極的にしっかりやらないと、なかなか食の安全であるとか畜産業の進展であるとか、そういったことを望めなくなりますので、そこは最大に我々としてもしっかりやっていきたいと思っています。

**○上里直司委員** ようやく最後に総務部長の話があったように、特に地域、離島といわれているところでの配置というものが、結局畜産業だとか関連するわけなのですよね。だから必要だということ、皆さんも手当を上げると、参酌しながらも各県の状況を横目で見ながら上げるわけですよね。その説明は必要であって、状況自体を説明していただきたいですね。要望して終わります。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

**○糸洲朝則委員** 部長の今の御説明を聞いておりますと、獣医師、とりわけ畜産にかかわる部分が厳しいと思うのですよ。県内の例えば農林高等学校を見ておりましたが、畜産科のある学校は何校あるのか、あるいはそこに志望している子がどれくらいいるのか。いわゆる畜産を目指すという土壌が非常に弱いのではないかなと思います。そこら辺は採用する側の立場ですからそこまで詳しくはわからないと思うのですが、私も結構牛は見て回るほうだから、本当に少ないのです。したがって人材育成の視点から、獣医大学という話が出ましたけれども、そこまで言うのであればそこに行く前の農林高等学校、あるいは中学校の畜産を目指すような職業意識の啓発とか、そこら辺まで掘り下げないといけないのではないですかね。

**○兼島規総務部長** 確かにそういう中学校、高等学校からそういった意識づけといいますか、そういった意識づけをしっかりとやっていかないと、離島県である沖縄の畜産を含めて、食肉検査もそうなのですから、かなり厳しい状況

にあると思っていますので、そこについては教育庁と連携しながらしっかりやっ  
ていこうと思っています。

**○糸洲朝則委員** ちなみに多良間村の簡易屠畜場の事業化が今度されますが、  
そこも難点は獣医なのです。あるいはまた獣医でなくても4年大学を出てきて  
そこら辺の検査をきちんとできるようになるのが必要だと言われているのだけ  
れども、なかなかその人材が乏しいと言われております。これは所管部でもな  
いからこれ以上は聞きませんが、大学をつくろうというぐらいの意欲があるの  
であれば、例えば私はちょうど青森県の北里大学の出先の牧場の所長と1時間  
ぐらい話したことがあるのですが、最近は畜産科だけでは来ないそうです。だ  
から獣医科をセッティングして、きちんと獣医の資格まで取らせるのだという、  
そこまでやらないとだめですよ。しからば沖縄から枠を決めて送り出したら  
受けますかと言ったら、ぜひお願いしますという—これは雑談の中だけでも、  
大学側でも人材確保ではかなり苦勞しているなという感じを受けましたので、  
ぜひ所管をわたっても伝えていただいて、人材育成の視点から取り組んでいた  
だきたいと思います。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す  
る条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

**○兼島規総務部長** 9ページをごらんください。

乙第6号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について、御説明いたします。

この議案は、社会福祉手当の支給要件及び支給額を改めるとともに実習船指  
導手当を新たに設けるため条例の一部を改正するものであります。

以上、乙第6号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。  
簡略過ぎるので補足説明をお願いします。

○**島田勉人事課長** 今回の特殊勤務手当については2つの手当の改正がございます。まず1つが社会福祉手当というものでございますが、今回の改正は児童相談所に勤務する児童福祉司のうち、彼らには今社会福祉手当として680円を支給しておりますが、その児童福祉司のうち、児童虐待ホットラインからの電話を受けて出動の要否等を判断するとか困難業務に対しての指示をすとか、そういった困難な仕事をしている班長や主幹等を特定いたしまして、彼らの社会福祉手当を850円に増額するということが1つの改定でございます。それから実習船指導手当というものを新たに設けます。これは教育委員会関連でございますが、現在実習船に乗り込んだ生徒への指導については実習船の船員が行っておりますが、今回その実習船に来年度から教員が乗り込んで指導をするということでございますので、特殊職場ということで、今回業務を行う教員等に対して、実習船指導手当という手当を新設するというので、額が1日当たり1650円から2750円と、それと船員でございますが、当然船員も指導等を行うわけで、これまで船員については調整給を支給しておりますが、今回その調整給を廃止しまして、教員と同じように実習船指導手当を支給するというので、額が1日当たり230円から3500円を支給するというのでございます。

○**當間盛夫委員長** これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。  
なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。  
よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 11ページをごらんください。

乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターの休床中の病床を再開させるため、看護師の増員を行うほか、病院の医療体制を確保するため、臨時的任用医師を定数化する等に伴い、病院事業局の職員定数を111人増員し、2607人へ改正するものであります。

以上、乙第7号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 沖縄県職員定数条例ですが、まず県の職員定数について、総務省から基準が示されているのか、あるいは県とか自治体の場合は自治体が独自に判断して定数条例をつくっているのか、どちらですか。

○**兼島規総務部長** 国のほうから基準は示されておられません。地方公共団体が独自に条例を作成いたします。

○**新里米吉委員** その場合に、独自に判断して条例をつくるとなると、判断の基準はあるのですか。

○**兼島規総務部長** 条例定数ですので、まず配置定数一要するにこの職場にこの職種の職員をはめるといって、配置定数をまず定めます。その配置定数の総数が条例定数ということになります。

○**新里米吉委員** 配置定数を決めてその総数ということですが、今の県の条例定数、配置定数、それから臨時的任用職員、嘱託職員等全体をしてみると、条例定数が4448、そして実は臨時的任用職員、嘱託職員等全部を含めた実数は4445、ほぼ同じなのです。実際にいる職員と条例定数が一緒なのです。ただ配置定数で下がっているだけなのです。配置定数と条例定数の差はあるが、ここで言う定数が正規の職員だけなものだから、ところがほかに働いている人たち

はたくさんいるわけですよ。それを加えると同じなのです。それは何だろうと考えたのですが、もともとかなりの数、一部の職種については嘱託職員のほうがいいかなという場合もたまにありますよね。これは非常に数は少なく、私たちも長い間それにかかわって、要求する側で復帰のころからかかわってきたので、実際のそういう嘱託職員でやる数は、どうしても嘱託職員にしておいたほうがいいと思う数は少なく、私はこの間4448人に近い数字がいたものを、県の財政事情とかいろいろなものを勘案して嘱託職員や臨時的任用職員をふやしてきた結果が、今の配置定数のように減ってきて、条例定数は変わらないけれども実際の配置定数—いわゆる正規採用を減らしてきて、その分正規採用以外をふやした結果がこうなったのではないかと思っているのですよ。ここはどうですか。とりわけ嘱託職員がこのごろ多くなっていますよ。何百名かいるでしょう。

**○兼島規総務部長** 少し質疑とフィットするかどうかなのですけれども、この間それだけ配置定数が減ってきた背景には、まず民間委託をする、それから平成16年からは指定管理者制度もできました。指定管理を通じて職員数が減になってくるという関係で、その職員数が—配置定数が減ってきているという実態がございます。そしてまた臨時的任用職員というのも定数内臨時的任用職員、例えば産前産後休業代替要員であるとか、そういった場合には定数内臨時的任用職員という形でカウントしますけれども、それ以外の臨時的任用職員もあるわけですね。そういったことをもろもろ合わせた形になってくると、今おっしゃるように全職員数と条例定数と、今言った臨時的任用職員も含めて同じになるかもしれませんが、その中身が少し異なりますよということを私は申し上げたいのです。

**○新里米吉委員** 少なくともそんなに条例定数をいじったわけではないですよ。減らしてきていないでしょう。ということは、かつてはその条例定数に近い実態があったということなのです。実態としてそれに近い数字があった。大きくずれていたわけではない。今は、先ほどおっしゃったようなことも含めて、嘱託職員も以前よりふやしてきて一数百名いるでしょう、今嘱託職員は。嘱託職員もふやしてきて、正規の職員でやっていたものが嘱託職員だったり、外郭団体などの問題で委託をしたり、そういうことの中で配置定数との乖離が出たのであって、もともとはその数字があったわけですよ、職員数として。本来はそれに近い数字があったほうが望ましいけれども、県の財政をどうするかとかそういう問題を皆さんは考えて、配置定数は少なくして、委託をしたり嘱

託職員をふやして対応してきたということが私は実態だろうと思うのですよ。私たちもその数字を昔見てきていたわけですから。先ほど部長もそういう説明をしたわけでしょう。

○**當間秀史総務統括監** 先ほどの新里委員がおっしゃられた数字に認識の違いがございますので御説明申し上げます。これは平成23年6月1日現在一資料は多分各先生方にもいつているかと思うのですけれども、全職員の数が知事部局で5715名、その中で正規職員が4264名、その正規職員は常勤が4096名で再任用が168名、非正規職員が1251名で臨時的任用職員が144名、任期つきが34名、嘱託職員が600名、賃金職員が673名ということでありまして、その数字の……

○**新里米吉委員** 私は要求して皆さんからもらった数字を言っているわけですから。手元にある数字は膨らました数字だろうけれども、皆さんに要求してもらった数字から話をしているわけで、いい加減に言っている数字ではないのですよ。これは私が要求して皆さんが出してきた数字が、条例定数4448名、配置定数3869名、実配置人数3837名、臨時的任用職員8名、嘱託職員600名、こういう数字が皆さんからもらった数字できているのです。つい最近、四、五日前ですよ。それを私は言って、その数字の比較を言っているのであって、そうしますと実配置の人数と一実際に配置している正規職員と臨時的任用職員と嘱託職員を合わせた数字がほぼ条例定数と一致しますよと言っているのですよ。

○**兼島規総務部長** 新里委員がおっしゃっている条例定数と配置定数の差として約600ぐらいありますよね。そこの部分は一条例定数はこの間10年間いじっていないわけですね。その配置定数というものは600ぐらい落ちていますがけれども、そこの部分は先ほど言いましたように民間委託したり、そういった民間委託した業務があつて、正規職員数をはめなくてもいいという関係で3869名に下がってきているということなのです。業務があれば定数はつきますけれども、業務が民間委託されたり市町村に移譲されたりした関係で業務がなくなるものですから配置定数が減ってきているという実態がもちろんございます。そして、その中で職員としてはめなくて、例えば臨時的任用職員であつたり嘱託職員であつたり、業務を任せても業務が維持できるという部分は嘱託職員を配置したり、そういった形で業務をしているということでございます。

○**新里米吉委員** 私の指摘と一緒になのだよ。はいと言えればいいのに、わざわざ自分で違うことを言おうとするからおかしくなる。本来その数字はいじってな

いから、それだけの職員数は本来必要だったけれども、皆さんは配置定数を減らしてきた要因というものは、差が出てきた大きなものは民間委託をしたり、それから嘱託職員をふやしてきたでしょうと。臨時的任用職員は一定程度いつでも必要なのです。これはわかりきったことです。臨時的任用職員がいないと困るのだから。先ほどあったように病気休暇であったり産前産後休暇であったりする場合に臨時的任用職員をおいておかないと困るから、これは当然一定の数字が必要ということは重々承知の上で今言っているのです。しかし、やはり県の財政のいろいろな問題も含めて、民間委託をしたり嘱託職員を活用—嘱託職員をかつてよりもふやしてきたのでしょう。嘱託職員は今600名もいるのですよ。嘱託職員でなければならぬ数字というものは、かつてはそんなにいなかった、わずかだったのです。特別に知事部局に英語の専門を置いたりとか、そのようにほんのごく一部、専門家を呼んできて入れるとかいうことで、それが今は嘱託職員をふやすことによって正規職員を減らして補っているという形態がありますよね。本来は皆さんの言っている数字に近い数字が好ましいのだけれども、今余り好ましくないことを財政事情でやっているのでしょうということなのです。最近この問題が出てきたら、近づけるために条例定数を減らせばいいのだなんて開き直っているから、実際はそうではないでしょうと、本来はそこにあるべき数字で、業務がどんどん、したたか減ってきたというわけでもないのですから。

**○兼島規総務部長** 私が申し上げたのは、例えば職員数を増にするというときの場合に、職員数を増とするためにはやはり議会の審議に諮らなければならないという観点からしますと、この配置定数と条例定数の差を設けるということは、ある面でその分だけ執行部が恣意的に随意にできる道が開かれるものですから、それは少し条例の趣旨と違えますねと。増員しようとするのであれば、まず条例定数を配置定数に近づけて、近づけた上で増員する、そのときには議会の審議に諮る、これが定数を条例に設けた趣旨にかなうのではないかということをお願いしたのです。

**○新里米吉委員** ですから、条例定数と配置定数が余り乖離するのは好ましくないということもわかるけれども、本来はそれだけの数字があったわけで、減らしてきたわけだから、本来のあるべき姿としては条例定数に近いのが本当は好ましいわけです。好ましいのだけれども、嘱託職員をふやしたりして、減ってきたからこういうことが起きているのですよ。そういうことからすると、ほかのものも含めてそういう状況というものが県の定数との関係で、本来の望ま

しい定数が県の条例にあって、やむを得ない手段として皆さんが配置定数をされてきたということがこの間の実態だったであろうということを指摘しています。これは疑いようのない事実だと私は思っているから、我々も何十年間もそれを見てきているわけで、そこら辺は事実として確認をしておく必要があるだろうと思っています。それで沖縄県職員定数条例で示す定数は、職員数の限度を示すもので、職員はここまですよ、これ以上にははいけませんよということであって、実際にはその数字があってもそれよりは少し下回るというのは普通、一定程度そういうことはこの間もあったと思うのですがどうですか。条例定数と配置定数は、常に少々の乖離はある、今はかなり大きくなってきたけれども、ということはいわゆる配置定数が皆さんが最終的に判断して配置する数であって、条例定数を上回らなければいいわけですから、条例定数は限度を示す数字で、実際に配置するときにはいろいろ条件等も考えてやっているのでしょうかということですが。

**○兼島規総務部長** 結果的に条例定数と配置定数が違ってはいますが、条例定数と配置定数は、冒頭に条例定数の考え方はどうですかと申し上げましたときに、それぞれの部署で配置した総数が条例定数だと申し上げました。そうしますとやはり条例定数と配置定数は一致すべきだと思っています。ただ、現員数は確かに配置定数の中でも少し下回る。もちろん下回らないといけません。これは上回るとその職員の分限にかかることになってきますので、上回るといけません。現員数と条例定数もしくは配置定数との差は、我々はいつも気にしながら行政をやっているということでございます。

**○新里米吉委員** こういうことを言ったらまずいのかもしれないけれども、県の知事部局の職員、企業局、病院事業局でみんなやり方に違いがありますね。県の知事部局の場合は、条例定数があって配置定数があって、実際の配置はみんな下がってきています。企業局は条例定数と配置定数の差があるけれども、配置定数よりも実数は少し上回るのです、この間。本当は配置定数はあの数字でよかったのかということが本来はないといけないだろうと思うのだけれども。ですから素直に配置定数だけの比較とかは非常にしにくい、実数を見ていかないといけないだろうと私は思って実数で今話をしてきたのですけれども。ですからそれはみんなそれぞれの部局によって違うものだから、先ほどから実数がこうなっているのと、皆さんは実数と実際の条例定数はほぼ同じですよと、3名しか違わないものですからほぼ同じだと思います。何千名の中で3名というのはほぼ同数に近いのですよね。ですからそういうことで先ほどか

らそういう指摘をしているということを頭に入れておいてください。そこで、実際には法的にも定数条例というものは職員の限度を示すものだけだということで解説書などにも書かれているのだけれども、そのとおりに理解していいのですね。

○兼島規総務部長 そのとおりです。

○新里米吉委員 病院事業局の定数を定める基準はありますか。

○兼島規総務部長 基準はございません。

○新里米吉委員 それだけに、これをどうするかということも、皆さんは国から示された基準がないとなると実際に県立病院で働いている皆さん、とりわけ経営に深くかかわる院長、事務部長、病院事業局等と連携を密にして、どうしたほうがいいのかという協議もしながら、総務部も判断をして定数を決めていく必要があると思うのですけれども、それはどうですか。

○兼島規総務部長 総務サイドがやっているのは病院事業局です。病院事業局長から、沖縄県職員定数条例は我がほうが所管していますので、公営企業管理者としてはその資料を送付するという一言うなれば確認作業なのですけれども、それをやるというのが病院事業局の権限です。私どもはそれを受けて審査もしますが、その中で病院事業局の定数を決めるわけですけれども、ほぼ病院事業局がやったものについては確認した上でそのまま条例定数の増という形で今上げています。その病院事業局の中で、例えば病院長とかそういった方々と意見交換をするのは病院事業局の権限です。これについては総務サイドはノータッチです。そういった意味で病院事業局から上げられたものについて、しっかりと確認した上で、我々としては条例定数をどうするという立場です。

○新里米吉委員 総務部としては総務部の立場で、病院事業局からきたものを、その話を聞いてそっくり取り入れるということではなくて、そこで調整して抑えたりという話は当然水面下でなされているのでしょうか。

○兼島規総務部長 抑えるとかいうことではなくて、そういった意味で言うと、例えばこの考え方はどういう考えなのかと、例えば医師、看護師、それか

らコメディカルを含めてですけれども、この総数の考えはどうなるのですかと、病院事業の経営の観点からもどうですかと、そういったことについては疑問を投げかけます。そのやりとりがあって初めて病院事業局としてこの数という形でぜひお願いしたいという確認を得た上で、我がほうとしては上げるということでございます。

○新里米吉委員 行政としては病院事業局が皆さんとの窓口に当然なるけれども、病院事業局としては当然現場の声も聞いていかないといけないし、その辺のことは総務部長にも何らかの形で伝わったり、あるいはこの間はどうだったのですかね、予算特別委員会での病院長たちの声というものは、総務部長も聞かれたのかどうかなののですが、聞きましたか。

○兼島規総務部長 私は聞いておりません。

○新里米吉委員 そういうことからすると、この定数を考えるに当たって現場の病院長たちの声も非常に重要になってきて、以前と違ってこの数年、病院長たちの考え、あるいは発言が随分変わってきたなと私は思っているのです。いわゆる経営ということも考えて発言するようになってきている。以前は県立病院はこうあらねばならないというものが非常に前面に出ていたけれども、それとあわせて県立病院の果たす役割と病院経営というものを総合的に判断して発言をするようになってきているなということをつくづく感じます。大分病院長たちも議論をし、考えてきたのだらうと思っています。そういう中であって病院長たちはこの間—これは文教厚生委員会のほうがずっとやってきて、総務企画委員会がいきなり定数をやらないといけなくなっていて、県立病院のことを十分協議してきたわけでもないし、実態を把握してきたわけでもないのですが、少なくとも初めて予算特別委員会で病院長たちの声を、全部ではないのですがある程度は聞きました。聞いていると、病院長たちの切実な声やはりあるのですね。あるいは数を見ると余りにも実数と条例定数に差があり過ぎるのですよね。実数は3001名、条例定数は2496名。これも直接資料をもらいました。この差というのは非常に大きいのですよ。ちょっと差があり過ぎる。そして病院長たちの声はもっときちんとした正規職員を配置すれば収益が上がると言っているのです。この声大きいのです。収益が上がると言っているのに抑える意味があるのかということが一つ問題点として考えられます。それと、病院長たちの発言の中でハッと思うのは、普通県の職員ではあり得ないことが起きたりしているのですね。それは恐らく耳に入っていないと総務部長としてはまずいと

思うのだが、中部病院—沖縄の中部病院は全国でも昔から非常に有名なぐらい研修制度が充実している、日本では最高と言われている。最近ほかのところもよくなっているのでしょうか。そういう体制をつくってそこで、沖縄以外からも研修に来る人たちが採用される。離島の勤務を希望する人が少ない状況の中で、そこから正規に採用された職員が離島に配置されて戻ってきたら嘱託職員になると。採用枠が沖縄県職員定数条例で決められてしまって採用できないという事態が往々にして起こると。これは人道上の問題にもなるよ。また人事のあり方としてそれがいいのかと。いいと言える人はだれもいないと思いますよ。県の職員ではまずあり得ない話ですよ。それが県立病院では起こっている。実態として前から言われている。当然前から言われていて、文教厚生委員会にいない私でさえもわかるわけですから、総務部や人事課の皆さんが知らないなんていうことは私はあり得ないと思うのです。ですからそういったことを含めて—総務部長は知らなかったの。知っていたのか知らなかったのか聞いてみましょう。

○兼島規総務部長 実態としては掌握しておりません。

○新里米吉委員 ですから、医療現場で起きていることがやはり総務部の中でも十分把握されていない。余りに条例定数が低いためにこういう事態が起きて、医師たちは医師確保に悪戦苦闘する。離島もだが、ほかのところでも非常に医師の配置や職員の配置でも困る。条例定数が少ないために休床せざるを得ないということがあるのも当然わかっていると思うのですね。今回の増のほとんどが、普通に増ではなくて、休床しているところを少し解消しようという、いわゆる最小限の対応で111が出てきていると思っているのですよ。実際にまた聞いてもそうなのですね。休床しているところがありますよね。これはわかっているのですよね。そこへの対応—皆さんの理由にもそれが書いてありますから、休床を解消していきたいと。そういうことが大きな目的で、実際に先ほど言った、医師の正規職員が嘱託職員になったりとか、さらには私たちがこれまで言ってきた、そして病院事業局も言ってきた、北部病院の7対1看護体制が実際延期になったのか立ち消えになったのか、声が聞こえなくなっている。こういうものへの対応も見られないというのがあるような気がするのですが、北部病院の7対1看護体制はどうになりましたか。

○兼島規総務部長 今回の7対1看護体制については、当初予定していましたが、北部病院、病院事業局の中ではそれについては看護師確保の問題、

それから黒字化が見込めない、そういったもろもろの理由で今回は断念したと、先送りしたとなっています。もう一点は、先ほど少し御説明していましたが、今回病院事業局がもちろん各病院長の話も聞きながらまとめてきたものがこの数字だと私は思っています。この数字をまとめるのは病院事業局長以外あり得ないではないですか。そういったこともしんしゃくして、病院事業局としては出てきている。先ほどの医者の問題についても、今回病院事業局から求められてきたのはそういった定数化されない医者がある、それについてはぜひ今回定数化してくれということもあって、医者については100%病院事業局の要望を踏まえた形での111体制になっています。もう一点は、休床については、例えば民間病院でなかなか受け入れられない、民間病院も圧迫している、こういう窮状があってぜひ休床を再開してほしいという声もあって、病院事業局としては看護師の確保のめどがついたものですから、今回休床についても再開しようということでの定数要求だったものですから、私どもとしてはそれを是として認めたという経緯です。

**○新里米吉委員** 病院事業局と各県立病院との関係ね、どういう話だったのか、病院事業局と皆さんの間での話はどうだったのか、それは表で言える話でもないでしょうけれども、それだけを強く言うということも、皆さんはあたかも100%それを認めたかのような誤解されるような発言もあるような気がするので、ちょっといかがかと思っていますが、まず7対1看護体制、南部医療センター・こども医療センター、中部病院で7対1看護体制をやって、その反応はどうですか。

**○前田光幸県立病院課長** 南部医療センター・こども医療センターでは平成22年4月より7対1看護体制を導入いたしました。経営への影響については、収益で2億8000万円の増加、費用で2億円の増加ということで、約8000万円ほど収支改善をしております。また看護師、7対1看護体制ということで手厚い看護体制になったということで、夜勤回数を減じることができているとか、新人教育に時間をとることができたなど、現場からもそういった評価も出ております。中部病院については今年度平成23年4月より導入しております、まだ経営への影響については途中経過ということもありまして数字はまだまとまっておりませんが、勤務環境についてはおおむね南部医療センター・こども医療センターと同様の評価となっております。

**○新里米吉委員** 7対1看護体制ということで、民間の大きいところでもそう

いう方向にもう既にいっていると思うし、県立病院もそうしないと看護師の確保が非常に厳しくなる。やはり7対1看護体制になることによって看護師の確保も非常によくなって来るし、今沖縄総体として看護師不足が言われる中で、そういう方向にいくということが目指すべき方向性だろうと思っておりますが、それはどうですか。

○前田光幸県立病院課長 委員御指摘のとおり、7対1看護体制については県立病院において重要な課題であると考えております。一方で県立病院は今年度まで、平成23年度まで3年間経営再建期間でございます。3年前には100億円の資金不足という形で非常に厳しい状況を受けまして、一般会計からの支援も受けながら、病院においても経営努力をしながら経営改善に取り組んでいる途上でございます。そういった中では7対1看護体制導入の検討に当たっても、経営への影響もしっかり見ていく必要があると。北部病院や宮古病院、八重山病院についてはそういった現段階で経営への影響を評価したところ、収支的には厳しいという結果もございました。そういったこともあって、今後引き続き検討していきたいと考えております。

○新里米吉委員 南部医療センター・こども医療センター、中部病院で7対1看護体制に持って行って、看護師の確保もしやすくなった、収益も上がったということについては共通の認識が持っていると、しかも休床しているところはやはり開けていけないといけないと、どちらも休床しているわけですから。それと民間、先ほども言いましたが沖縄でいうと中頭病院、豊見城中央病院、浦添総合病院、ここはやはり沖縄では大きな民間病院であるし、規模も収益も高いと言われている病院ですが、その100床当たりの医師、それから看護師、準看護師、助産師、コメディカルなどの数は、県立病院と比べてどうですか。細かい数字はわからなくても、皆さんある程度は知っているでしょう。

○前田光幸県立病院課長 正確な数字は把握しておりません。

○新里米吉委員 私などが手に入れた資料では、この3病院は、県立では100床当たりの医師数とかあるいは看護師、看護系、コメディカルなどのいいと言われている南部医療センター・こども医療センター、その次の中部病院に比べてもはるかにいいのですね。これは皆さん調べてみてください。そういう民間の、県内でも規模が大きくて収益が高いと言われているところの実態と比較しても、県立病院で大きいほうの南部医療センター・こども医療センターと中部

病院よりもそのほうが医師、職員の配置がいいという実態はしっかり把握する必要があろうと思います。それから、私は今総務部長、あるいは総務部の人事課の皆さんとのやりとりをしても、質疑をしても、やはり私たちが定数を考える上で現場の病院長たちの声を聞く必要があるなど今余計に感じました。最初から感じていたけれども。皆さんほとんど知らないと言うのだから。知らないのであれば、我々知らないといけないのですよ。ですから病院事業局長も各病院長も呼んで声を聞く必要があるなど。そうしないと知らないままに一文教厚生委員会はやってきているけれども、我々はそういう話はしないで定数だけ議論しないといけないと、定数を議論するためには実態も知るべきであって、総務部は余りそのことはよくつかんでいないということが先ほど来質疑応答で出てきたりしているので、そういう意味では病院長たちはもっと人数をきちんと配置すれば収益が上がるという声もあったりするし、病院長の皆さんを参考人として聴取をして、総務部とはきょう話を聞いているわけですから、やはり病院事業局あるいは病院長の皆さんの双方から声を聞いて判断する必要があるなど思っていますので、委員長で取り計らいをお願いします。

**○當間盛夫委員長** ただいま新里米吉委員から県立病院長の参考人招致を求める動議がありましたが、本動議の取り扱いについては、本日の各議案の審査終了後に、改めて協議したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

**○新垣清涼委員** ちょっと教えてほしいのですが、病床利用率100%を超えて中南部医療の救急患者の受け入れ制限が行われている状況にあることから、休床中の病床を再開するために看護師の増員が必要であるということで、中部病院と南部医療センター・こども医療センター、37名と15名ということで出ているのですが、現在看護師は、今の体制は足りているのですか。

**○前田光幸県立病院課長** 今回の定数の検討に当たっては、現在の病院事業における県立病院としての機能の維持、医療提供体制の確保をするにはその体制で十分かどうかということを経営的に検討いたしましたので、基本的にその上で今回111名の増員が必要という資料をまとめたところであります。

**○新垣清涼委員** この改正状況の中で、37名と15名ということで出ているのですが、現在はこの人数は臨時的任用職員か何かでそこで働いているということ

なのですか。

○前田光幸県立病院課長 休床中の病床については、稼働しておりませんので職員は充てておりません。

○新垣清涼委員 そうすると先ほど総務部長は確保のめどがついたということでしたけれども、それはどういうことですか。

○前田光幸県立病院課長 中部病院の休床、南部医療センター・こども医療センターの休床については、平成19年度と20年度からですが、その当時看護師確保が非常に厳しくて、病棟運営に必要な看護師を確保することができないということがまずありましたので、その段階で休床を決定しております。その後実際にその病棟に配置されていた定数については、院内の他の看護部門への再配置等をしまして活用してきました。

○新垣清涼委員 看護師は37名増員ですよ。定数の増員ということになっていきますけれども、現在中部病院と南部医療センター・こども医療センターで働いている一正規職員と臨時的任用職員を含めて現在働いている看護師の皆さんと、52名をプラス一条例で定めた場合には、実際は何名ふえるのですか。

○前田光幸県立病院課長 今回定数増をする人数分ふえます。

○新垣清涼委員 現場で実際にふえる数ですね、確認しますけれども。

○前田光幸県立病院課長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 では医師についてお尋ねしますけれども、医師は42名増員となっていますよね。そうしますと現在働いていらっしゃる正規職員、あるいは臨時的任用職員、嘱託職員を含めて、42名ふえるというように理解していいですか。

○前田光幸県立病院課長 医師の定数増につきましては、現在県立病院の診療所を診療に携わるなど医療提供上必要ということで配置をしてきた臨時的任用職員について定数化しておりますので、実数として職員はふえない状況になります。

○新垣清涼委員　そうしますと、今現在各病院の診療科目については、臨時的な医師の配置で何とか保っているということでもいいわけですね。

○前田光幸県立病院課長　現在定数を検討した際に各病院に配置している臨時的任用医師の総数は59名でしたが、うち17名は既に職員定数がありますが確保ができない等々で欠員になっている部分が17名ということで、残る42名については臨時的任用医師として働いてもらうことで診療機能を維持してきましたので、引き続きこういった職員を確保していくためにもということ定数化を今回図ろうということでございます。

○新垣清涼委員　県立病院の役割というものは、やはり民間ではできない、いわゆる不採算医療だと言われている部分も含めて、県民の毎日の健康を守るという意味で役割があると思うのですが、沖縄県職員定数条例がしっかりとしていないために、ある意味では診療科目はあるけれども、条例定数がないがために臨時で医師を確保して、その病院の診療科目の運用を保っているということなのですか。

○前田光幸県立病院課長　今回定数化をするという趣旨は、そういう現状を踏まえて今後の医療提供体制の確保をするためには正規職員化が必要だろうということで措置をしたいと考えております。

○新垣清涼委員　そうしますと、今の診療科目をしっかりとパーフェクトに提供するためにはこの42名の医師を確保すれば、あとは臨時的な医師をお願いしなくても十分だということでもいいのですか。

○前田光幸県立病院課長　定数内の臨時的任用職員という医師は今後も、例えば育児休業・病気休暇等で医師が欠員になった場合に臨時的任用職員は必要となりますが、基本的には医師については今回の定数で措置がされるものと考えております。

○新垣清涼委員　やはり県立病院はそういった意味で県民の命を守る職場だと理解しているのですが、そういうところの医師はやはり正規の職員でしっかりと安心して勤められるような体制をとるべきだと思います。研修で離島に配置をされて、戻ろうとしたら定数の枠を超えるために臨時的任用職員でしかできないという話は聞いたことはあるのですが、そういうことでは医師が結局よそ

の病院に移ってしまうということで、せっかくの人材を、研修をさせても戻ってきたときに席がない、入れないということでは、やはり県民の医療を守るためにその定数で大丈夫なのかなという心配があるのですが、どうなのでしょうか。

○前田光幸県立病院課長 離島に赴任した後に沖縄本島に戻った場合、大体研修医としては4年次終了後ということになりますので、離島で1年ということになりますと、戻る際には6年目ということになります。一方で医師は専門医をとるために6年から7年ぐらいかかりますので、引き続き研修期間という位置づけがございます。過去にそういった医師に対して嘱託職員でという例がございましたので、平成22年の南部医療センター・こども医療センターの7対1看護体制を導入する際にあわせて、南部医療センター・こども医療センターは67名の看護師増ですが、あわせて医師—そういうことが起こらないようにということで9名の医師の定数増を行いました。以後、離島から戻る際にそういった形でせざるを得ないような事情というのは、それ以降生じておりません。

○新垣清涼委員 リハビリ部門の職員の定数は19名になっているのですが、急性期医療機関としての要件を満たすためには、この19名で大丈夫なのでしょうか。

○前田光幸県立病院課長 現在リハビリ部門の定数は病院事業の全体で16でございますが、今回の検討に当たっては、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターについては、県の中核的な急性期病院としての役割を踏まえまして早期の機能回復による退院促進ができるように、また経営への影響も考慮しまして、例えば脳血管疾患等リハビリテーション料という施設基準がございますが、それについては施設基準の1を取得するよう、また、北部病院等の他の県立病院については、これまでの診療実績を踏まえまして、施設基準を1つランクが下がるのですが、脳血管疾患等リハビリテーション料の2の施設基準を取得して、効果的かつ効率的なリハビリテーションを実施するという観点からということで、合計19名の増員を行いたいと考えております。

○新垣清涼委員 先ほど10対1看護体制から7対1看護体制にするときに、北部や離島については採算がとれないというお話があったかと思うのですが、今おっしゃるように、リハビリテーションの職員についてもそうなのです。しっかりした医療体制、そしてリハビリテーション治療をして早目に回復してもら

って退院すれば、本人にもいいし、県立病院もそれだけベッドがあげば稼働率が上がるということで業績というのは上がっていくと思うのですが、そういう意味で北部や離島については対策が必要かと思うのです。これは総務部に聞いていいかわからないのですが、その辺はどうなっていますか。

○前田光幸県立病院課長 一部先ほど申し上げたことと重なりますが、北部病院や宮古病院、八重山病院については、例えば脳血管疾患等リハビリテーション料ですと施設基準が現在2を取得できていない状況にございます。3という状況にございまして、それを今回は質を高めながらということで、2の取得に十分な体制を整えたいということで増員の資料をまとめたところであります。

○新垣清涼委員 県民は離島に住んでいても沖縄本島に住んでいても同じ医療を受ける権利というか、また県としては、同じ県民としてそういう医療サービスを提供する義務があるのではないかと思うのですね。そういう意味ではやはり離島の病院でも北部の皆さんでも一北部病院は産婦人科医がいないとか、いろいろそういう問題もありましたけれども、離島についても、やはりそこはもっと県の病院事業局が、県のほうで医師の確保については努力をしていただいで、県民がひとしくいい医療サービスを受けられるようにするべきだと思っています。そういう意味では、離島の病院長の意見も、今のままでいいのかという、それからこれからどういう方向に進みたいかということについては、委員長、やはり病院の先生方の意見も聞きたいなと思っていますので、ぜひその取り計らいをお願いいたします。

○當間盛夫委員長 ただいま新垣清涼委員から県立病院長の参考人招致を求める動議がありましたが、本動議の取り扱いについては、本日の各議案の審査終了後に、改めて協議したいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 改めてもう一度、今の病院事業局で勤めている皆さん、正規職員、臨時的任用職員、嘱託職員を合わせて何名でしたか。

○前田光幸県立病院課長 平成23年4月1日現在で3001名でございます。

○前田政明委員 私は県立病院の問題でいろいろと皆さんと議論してきました

けれども、条例定数の問題については最初、福祉保健部長などは沖縄県職員定数条例を変えることは絶対にできませんと言っていました。そのもとで、島根県とか埼玉県とかそういうところを尋ねて、定数条例はできる、これは総務省に聞いても行革の対象ではないと、それぞれ各自治体の判断でできるということが明らかになって、それを本会議で議論し、その中で私たち野党の議員が中心になって、島根県の病院長も呼んで、地方公営企業法全部適用の中でどれだけの権限が活用できるかと、そういう面で病院事業管理者の権限はどういうものかというものも私たちは一緒にシンポジウムをしました。それで開かない扉を開けることができた。そういうことではかなり他府県とは違う地方公営企業法全部適用一すなわちその病院事業の中でそういう特殊性があります。それともう一つは、その中で島根県の病院長一病院事業管理者が言っていたのは、なぜランクが少ないのかと、福祉部優先だと、事業管理者なのだから副知事と同格ではないかと。余りにもそういう面では病院事業局が押されすぎている。独自に、福祉関係とは関係なく、本来の病院事業局としてもっと権限を持つべきだというのが率直な御意見でした。それで私は副知事室と同じように、知事公室長のああいう広いところではなくて、病院事業局長がそういうところに座るべきではないかと言っております。戻りますけれども、私は少なくとも3000名以上の定数化は必要ではないかと思っているのですよ。仮に3001名を正規職員化した場合にはどのような問題が起こるのですか。

**○前田光幸県立病院課長** まず3001名の中には実際に配置されている職員以外に、例えば嘱託職員が450名余り、それと臨時的任用職員が160名余りおりますが、医療機能を維持しながら医療提供を続けていく上で、どのような人員体制がより効率的、効果的かという観点から、人員体制については検討を行ってきました。正規職員として業務執行すべきというところは定数化、欠員等を補充しながら一定程度臨時の職の設置が必要な場合には臨時的任用職員、その他の場合、例えば看護師の場合には外来などで、夜勤ができないから外来だけをやりたいとかという看護師の場合には嘱託職員という形とか、そういう形で人員体制をどのような職種でもって任用形態としていくかということ、局としては経営への影響も勘案しながら総合的に検討した結果、現在3001名という職員になっている状況でございます。

**○前田政明委員** 私は少なくとも3000名以上に沖縄県職員定数条例を変えるべきだと個人的には思っているのです。先ほどもありましたけれども、42名の医師の増員といっても、実質的には臨時的任用職員の医師を正規職員化するだけ

で、形だけの、本当に必要としている体制を前向きに変えていくというようにはならないと私は思います。それで、総務部長に聞きたいのですけれども、一般の知事部局などは職員数と収益との相関関係はないと思うのですよね。直接的に知事部局の職員がふえたから税収が上がるとかふえるということではない。しかし、病院事業局の場合は労働集約型で、職員がふえると診療報酬がふえると。すなわち人がふえて専門職がふえれば収益が上がると。県立病院は高度医療ということで、一般の病院ができないような、採算性が合わないような、しかし大事なものをやるという面では、人員体制がそろえば収益が上がると。そのような方向に今変わろうとしていると思うのですけれども、その辺の認識についてまずお聞きしたいと思います。

**○兼島規総務部長** 確かに現在の診療報酬の改定等を見ますと、例えば7対1看護体制になると、先ほど結果が出ていましたけれども、病院によっては黒字に転化するということはあるかと思えます。ただもう一つは、やはり職員を採用するということは生涯賃金を見るという観点もぜひ必要です。短期的に、今診療報酬が改定されて上がっているから職員を全部正規職員化するということについての判断は、もう少し総合的に、病院事業の行く末も含めて総合的にしっかりと判断すべきだと思っています。

**○前田政明委員** だから後の答弁はいらないのだけれども、要するに一般の知事部局の職員と病院のところは違いますよね。そういう面で特殊な技能、特殊な専門職がふえれば点数が加算されて収益がふえる、そういうものになっていますよねということを私は聞いているのです。後のものはこれから議論する中身で、そういう意味で、そこに病院の特殊性、役割があるということをもっと認識して議論しないことには、単なる数合わせでやられると困るわけです。ですからそのところについて明確に、違います、同じなら同じ、そのところを答えてください。

**○兼島規総務部長** 確かに公営企業ですから、そういった意味で見ますと、医療が医業でもって収益を上げるという点では、その考え方だと思います。

**○前田政明委員** 今医療の流れとして、今の民主党政権でしょうか、医療の今の高度化という形の中で、2025年に向けた診療報酬その他を含めて、今7対1看護体制ですよね。これが5対1看護体制とか、そういう方向に移行しようとする方向が出てきているということを聞いていますが、そのところを説明し

ていただけませんか。

○前田光幸県立病院課長 委員御指摘のことは、いわゆる社会保障と税の一体改革の中で、今後の医療政策の方向性を位置づけたものの御指摘だと思います。今デザインされているのは、例えば現在急性期病院、御案内のとおり7対1看護体制の場合には体制を持っていますけれども、そういった急性期病院の中でもさらに高度な急性期病院一手元に資料がございませんので具体的な数字は申し上げられませんが、急性期病院の中のかなり絞り込んだ形の超急性期病院という形で一高度急性期病院という形で、より急性期の医療を強化していこうという方向と、それから在宅まで流れをしっかりとつくっていこうというような中で、人員体制については、超急性期病院については現在の急性期病院の約2倍にしていこうということがデザインとしてあります。一方で、診療報酬は職員を2倍にした場合に診療報酬は1.9倍という形で、やはり経営努力もしっかりやりながらという形で国では方向性を持っているようです。

○前田政明委員 現在県立病院で、7対1看護体制ではなくて10対1看護体制だった場合の差額は幾らぐらいになりますか。

○前田光幸県立病院課長 現在県立病院は、診療報酬においてはDPCという包括払いの制度になっていますので、包括払いの中での比較というものはなかなか難しいところがあるのですが、仮に出来高とって出来高払いで計算しますと、入院基本料は1日当たり2550円ほど下がります。

○前田政明委員 400何十億かの中で、今7対1看護体制にしてその点数も上がる、診療報酬で上がっていると。それをもとの10対1看護体制で変えなかった場合にどうなるかと聞いているのです。経営改善されて7対1看護体制でよくなってきたと。もし逆にやっていなかったらどの程度の差額になるのかと聞いているのです。

○前田光幸県立病院課長 今そういった経営の効果が、実績に基づいてきちんと試算できているのが南部医療センター・こども医療センターでございます。南部医療センター・こども医療センターの場合には、収益で2億8000万円ほどふえて、費用で2億ほどふえたという状況がございます。

○前田政明委員 採算の場合はどうなっているのですか。プラスかマイナスか。

○前田光幸県立病院課長 南部医療センター・こども医療センターの場合には8000万円ほど収支改善しております。

○前田政明委員 公務員の指摘のものを含めて、先ほど言った正規職員の云々と、さきの離島で、せっかく帰ってきて頑張っている先生方が戻る場所がないという面では、その辺のポジションをもっとしっかりすべきだということもありましたけれども、これは新聞で、本村先生というのですか、県立病院にいながら3回退職していると。そういう形で琉球新報で実名で出ていますけれども、先ほど他の委員からも議論がありましたけれども、本当に全国的にすばらしい研修医体制になって、その中で離島医療も学んで帰ってきて、さあこれから頑張ろうというときに、こういう面で多くの人材がいなくなっていると。けれどもこの間の議論の中では、中部病院を含めて沖縄の研修医の中で、何とか沖縄に残って頑張っている先生方も多いですね。そういう面でお聞きしたいのは、これまで沖縄で研修を受けた先生方の沖縄に残っている割合は、どのような状況ですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

休憩 午後0時1分

再開 午後1時22分

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

前田光幸県立病院課長。

○前田光幸県立病院課長 中部病院で研修を受けたドクターの勤務地について、中部病院の同窓会会員名簿というものがございまして、それで数字を一最新が平成21年度時点のものでございまして、昭和42年の第1期から平成21年度の43期生までの総数が899名研修を受けたドクターがおります。そのうち県立病院にこの時点で勤務しているドクターが256名、県内のその他の医療機関に従事しておられる医師が238名、県外が405名ということで、県外に従事している割合は約45%となっております。

○前田政明委員 先ほどの定数枠がなくて、離島に行って帰って来たらないものだからやめざるを得なかったというような先生方は何名ぐらいいますか。

○前田光幸県立病院課長 今申し上げました中部病院の研修医のその後というところですが、まず研修は全国から公募しておりますので、全国からドクター、県内も含めて集まります。そうすると、大学医局に籍を置きながら初期研修を県立中部病院で受けて、そして終了後は戻るということが想定されているドクター、それから将来、特定の専門分野に特化して専門性を高めていこうということを考えるドクターの場合にはそういった症例の多い都市部の大学病院、それからそもそもの出身が県外の大学であるドクターの場合にはそこに戻っていくとか、そういった事情等があるということで、我々のほうで定数の関連でドクターが実際に県外に行ったとか、あるいは県内の他の医療機関に従事せざるを得なかったという率については把握できておりません。

○前田政明委員 ですから前の長い答弁はいらないのですよね。結局は把握していないということですが、先ほどに戻りますけれども、新聞連載の先生方の3回退職しているというような事例ということは、今後は起こらないということでもいいのですか。

○前田光幸県立病院課長 今回はそういった医師確保の面も含めて定数化を検討しましたので、今回の措置によって相当程度体制が整備されると考えております。

○前田政明委員 私が聞いているのは、こういうことはもう起こらないかと聞いているのです。相当程度とかではなくて、起こりませんということが答えなら教えてください。

○前田光幸県立病院課長 起こらないと考えております。

○前田政明委員 私はこの定数の問題については、先ほども言いましたけれども、実質的には3000名を超える方々が働いているわけですよね。それで予算特別委員会の中でも現場の院長の方々がいろいろな意見を述べていまして、議会事務局から起こしたものをもらったのですけれども、それを見ていきましたら、やはり現在の111名の定数増では根本的な問題の解決にならないと。ゼロよりは前進なのだけでも、まだ抜本的な解決にはならないと。特に医療分野についてはどんどん進化してきていると。そしてこの沖縄県職員定数条例というのは30年前ですか、そういう医療の状況を踏まえて沖縄県職員定数条例がつけられていると。そういう面ではチーム医療で、医師だけでもだめだと、看護師だ

けでもだめだと、そういう意味で全体的なチーム医療が求められていると。そのような状況になっている中で、定数の最初の30年前の状況と、やはり状況が違うのではないかというような御意見もありますけれども、ここについては総務部長、どのように認識していますか。

○兼島規総務部長 状況が変わっているのであれば、職員の増員ですからしつかりと病院事業局内部で議論していただいて、その分の増員が必要であれば増員という形で求めればよろしいかと思えます。

○前田政明委員 県立病院課長は。

○前田光幸県立病院課長 沖縄県職員定数条例は平成22年4月の改正以前はほとんど改正がなかったのですが、その間でも病院事業においてはスクラップアンドビルドにより、例えば医療従事者、医師、看護師等の増員は図りつつ、一方でいわゆる現業業務の委託化等による事務分の見直しによる定数削減というものをあわせてやりながら、内部で医療環境の変化に対応した体制整備を行ってきたところでは。

○前田政明委員 これは何も体制整備ではなくて、南部病院のように歯抜けにしていって、診療科目、医師が足りないということで少なくして病院に行く患者が少なくなるようにして、収益もだめだと。結局はそういう形の流れの中で民間に移譲すると。夜間救急もやるということだったけれども、夜間救急はやらない、心停止した人だけ受け入れるというような形で、實際上南部病院に勤めていた人たちをスクラップしてほかのところに持っていくと、こういうことをやってきたのでしょうか。

○前田光幸県立病院課長 病院のそういった民間移行等、医療環境の変化にあわせて県立としての体制が検討される際にあわせて、他の県立病院の体制をどうすべきかというところを検討しまして人員の再配置をしてきたものと考えております。

○前田政明委員 結局は県立病院の充実ではなくて南部地域の救急医療の放棄という形で、結果的には皆さんが言っているやり方はそのようになっているのではないですか。

○前田光幸県立病院課長 県立病院が地域で民間医療機関との役割分担をしながら、どのような役割を果たすべきかということについては、その都度の状況の中で検討されてきたものと考えております。救急についても、南部病院の譲渡の際に南部医療圏で救急についての体制に支障が生じないように、関係医療機関とも調整しながら体制については確保を図っているものと考えております。

○前田政明委員 きょうはそこまでやるつもりはないけれども、しかし10時以降心停止以外は受け付けないわけでしょう。

○前田光幸県立病院課長 その件については掌握はしておりません。

○前田政明委員 本会議で議論になっているのに、病院事業局としてはなぜ掌握していないのですか。そんな答弁はないのではないかと。

○前田光幸県立病院課長 これは南部医療圏における救急医療体制の確保という観点から、福祉保健部において状況把握をして議会対応がされているところでありまして、それについては承知しております。

○前田政明委員 結局県立病院を切り捨てて、そこの人数をほかにまた持っていくと。実際上は南部病院も民間譲渡して、そして玉城ノブ子議員も糸満の消防の実態を含めて言っているように、10時以後は救急は受け付けない、心停止は受け付けるというような実態になっていることは明らかになっているのですか。ですからそういう意味で、私はやはり今県立病院の役割は最後の命のとりでということで、かなりみんな県立病院の大事さというものは、やはり独立行政法人化という動きの中で、それぞれのところで民間移譲されたら大変だと、南部病院のような形で払い下げたりしたら、とてもではないけれどもできないと。そういう面で、離島医療全体の責任を持つためには宮古地域、八重山地域とか、全体的に責任を持つためにはやはり地方公営企業法全部適用で公的医療を守ろうということになっていると思います。そういう中で、先ほどの病院長が、私も予算特別委員でいましたけれども、改めて文書で見ますとある先生は一中部病院ですね、この正規職員になった若い医者がまた中部病院に戻ってくるという状況の中で、中部病院の正規職員のだれかがやめないと入ってこれないという状況がありました。そういうことがありまして先ほど午前中から云々ということで、定数の枠内で若い医者をやむなく失っていたという状況は過去にございました。離島に行って勤務するということは、中部病院に勤務

している医者は大体、離島をカバーするのはみずからの使命だと言っておりますので、離島に行ってその離島のよいところと、またきつところをわかって、また中部病院に戻ってきて若い医者に教育するという、そういう指導者としてやることが期待されていると。なかなかこれが難しかったというような形で、そういう面では定数の枠をもっとふやしたほうがいいと、そのような状況が述べられています。宮古病院長も、医療の質というものはチーム医療で大きく開くと。コメディカル分野でも、結局定数枠がなくて、臨時的任用職員とか嘱託職員になりますと、特に離島は、例えば1年のために本土から仕事に来るかと言ったらなかなか確保できないという現状があります。それから看護師にだって、結局は育児休業補充とか産前産後休暇補充で、臨時的任用職員の対応で長くいられないとか、やはりそういういろいろな理想におけるその人の確保、人材の確保という意味ではやはりある程度の定数は必要だと思います。先ほど臨時的任用の複数年ができないということの中で任期つき職員も云々ということでありましたが、やはり定数枠というのはある程度持たないと対応できないと思いますねと述べています。こういう意見は皆さんのところにも寄せられているわけですね。

○前田光幸県立病院課長 離島における人材確保の困難性、それをどのように克服していくかということは大きな課題でありまして、日々そういった体制確保に苦勞している病院長からは、そういった観点からの定数の議論ができないかというような問題提起はございました。

○前田政明委員 それで、収益を上げるということではこの間3年間の全県的な、先ほど言った県民の支えもあって、県立病院を公的に残さないといけないと、そういう大きな高まりの中で先生方も皆さんも頑張っていて、一応財政的に見たら一定の長期負債とかその他がなくなって、経営健全化の方向に一応、今いこうとしている段階になっているわけですね。

○前田光幸県立病院課長 県立病院の経営再建については、福祉保健部に設置された県立病院の経営再建検証委員会で検証がされています。委員の御指摘の3年間の取り組みとしては一定の効果을上げていているという評価と、持続的な経営改善化という観点からは70億円の長期債務の計画的な返済、患者数の確保等が課題ではないかという御指摘もあります。

○前田政明委員 私は3年間でよくなったのではないですかと聞いています。

○前田光幸県立病院課長 経営再編計画に掲げました3つの目標、経常収支の黒字化、不良債務の解消、資金不足については達成しておりますので、経営改善は着実に進んでいると思っています。

○前田政明委員 先ほどの一般の知事部局と病院の人材の違いを言いましたよね。それは人がふえれば収益も上がる。ほかの知事部局の場合は相関関係はない。しかし、病院の場合は人をふやせば収益も上げることができるという特殊性はあるわけですよね。

○前田光幸県立病院課長 ございます。

○前田政明委員 もう一つ、他の部局にはない大きな影響を与える仕組みは何か。

○前田光幸県立病院課長 よく存じ上げていません。

○前田政明委員 病院経営に大きく影響を与える仕組みです。診療報酬体系という独自のものがあるのではないですか。

○前田光幸県立病院課長 診療報酬体系は経営に相当程度の影響を及ぼすと考えます。

○前田政明委員 先を読む、すなわち今の医療の流れ。どういうところに人材と医療器具を含めて集中すればいいのかということは、病院経営に関しては皆さんの大事な仕事のポイントですよね。

○前田光幸県立病院課長 そのとおりです。

○前田政明委員 これはほかのところではないですよね。総務部長に聞くと、それは病院事業局がやった範囲と言いますが、そういった分野であるところであるという認識はできていますか。

○兼島規総務部長 そういったところも認識はしていますが、総合的に病院事業局長が各病院長の意見も踏まえて判断されて、総務部に数字を提出するものだと思います。

○前田政明委員 病院の経営状況としては、知事部局とは違った要因がありますよね。

○兼島規総務部長 その要因については認めます。

○前田政明委員 やはり今の流れで抜本的な改善をするという意味では、働く人材の蓄積—研修医が899名いて、500名近くが沖縄県に残っているということは大きな財産です。本当にかげがえのない知的財産といたしますか、アメリカ方式といたしますか、病院事業局、福祉保健部を含めて、これまでやってきたものはすばらしいと思います。ここはしっかりと守ってきちんと前進させなければならないということは考えていますよね。

○前田光幸県立病院課長 全国的にも研究制度の充実が図られている中、県立の研修制度についてもより充実を図っていく必要があると考えています。

○前田政明委員 定数の問題についてやはり予算特別委員会を聞いていて、先生方の覚悟というのか、なるほどと思いました。結果的には皆さん放漫経営をするつもりはないと。県立病院だから公務員としての誇りで最良の、最後の命のとりでとしてしっかりとやっていきたいと。民間病院の救急もやはり、民間の救急の看護師などが、私たちが安心して救急医療ができるのはやはり最後は県立病院が24時間、昼と同じような体制でしっかりといると、だから民間病院も安心して救急医療ができると言っていました、その認識はありますか。

○前田光幸県立病院課長 県立病院が果たしている救急医療の役割は大きなものがあると思っています。

○前田政明委員 私はやはりなぜこだわるかと言いますと、ことしを含めて独立行政法人化の道を選ぶか、地方公営企業法全部適用の道を選ぶかという今重要な年度に入りますよね。

○兼島規総務部長 知事も本会議で答弁していますように、評価委員会の評価を踏まえて今年度中に結論を出したいということです。

○前田光幸県立病院課長 同様です。総務部長の答弁のとおりだと思います。

○前田政明委員 結局、地方公営企業法全部適用か独立行政法人化かという形の中で、県民は地方公営企業法全部適用で残してほしいと。しかし、独立行政法人は非公務員、今出ている県立病院のあり方検討部会の流れは。しかし議会のチェックはほとんど受けない。病院のほうで人材の定数も病院の経営を考えてできる。しかし公的医療という形での連携とかで言えば、以前の中部病院長その他含めて独立行政法人化になると自分の病院の経営を維持するだけで精一杯で、とてもではないが宮古病院や八重山病院に医師を送ることはできませんでしたということが、この間の委員会での答弁でもありました。私はそういう面で、今、一生懸命頑張っている先生方の中に焦燥感をつくって、これだけ頑張ってもいわゆる繰入金でもしぼられる、肝心の定数ももっと自分たちに権限を渡してくれたら、もっと高度医療ができて点数もふえる、経営もよくしていくことができるがこれも縛られていると。そういう形で3年間で経営はよくなったと。あとは日常的に普通に考えたら、独立行政法人化の道はなくて、やはり安定的経営をするには地方公営企業法全部適用だとなると思います。しかし、今、最後の大事なところで、やはりみんな公務員として誇りを持って残りたいという流れの中で、この定数問題は大変大きな問題だと思います。地方公営企業法全部適用として本当に県立病院がそのときどきの診療報酬の改定とか、そのあたりに十分にこたえて地方公営企業法全部適用の企業会計の特徴も生かしながら、公的医療を守っていくという面では大変重要な問題だと思って聞いていますが、このところはどのように思いますか。

○前田光幸県立病院課長 病院事業は現在地方公営企業法全部適用のもとで運営されていますので、その運営責任を負う病院事業局の立場としては、しっかりと経営を成り立たせながら、県立病院の役割を果たしていく、そういった責務があると考えています。

○前田政明委員 松本八重山病院長が一新聞にも載っていましたが、予算特別委員会でもやっていましたが、文教厚生委員会の意見交換の中で、「両手両足を縛られて海に魚をとりに行ってこいと言われていたようなものだ」と心境を述べていました。例えば、今の定数の問題で言いますと、「今の診療報酬の状況からしますと、ある分野は人を投ずることによって非常にたくさんの収益を上げることができます。だけれどもそれは定数というもので縛られているために、思うようには対応できないわけです。これがもしも十分に対応できるような状況であると、そこへの収入は非常にふえます。ふえてくるとこの繰入金に頼る必要なくなる云々となってくるわけです。」という形で率直に述べてい

ました。私は1期目は文教厚生委員会にいましたから、一応大まかにはわかっているのですが、私ども総務企画委員会としては正式に十分議論もしていないし、県民の命にかかわる、将来の病院のあり方、本当に南部病院のようにやられるかという、極端なことを言えばその分かれ目として非常に大事だと思います。そういう面では私は3000名を超える安定的な定数を確保する、111名では不足だと思います。しかしそういったことも含めて、やはり先ほどありましたが、ぜひこれは他の委員の皆さんもやはり総務企画委員会ですので、病院の先生方を参考人として呼んで現場の状況、採算性その他含めて議論をしていくことが大事だと思います。病院事業局長も「新聞にそういった枠があることが望ましいと言ったけれども、それは現場の柔軟な対応ができるものが必要ではないかという私の希望を述べたということです。」ということで一生懸命に頑張っていることも言いながら、病院事業の今後のあり方という一つの方向をこの3年間示してきたのではないかと思います。私はこの希望をかなえたいのです。国費留学生として行って、沖縄の県立病院のあり方を学んできたものとして、志を持って県民のために頑張ってきた先生方がたくさんいます。それは公務員だから、他府県と違って自治体の病院がない、その中で米軍占領下の中で極めて厳しい中で、県立病院が中心になってきたと。それを本土に学んでいった学生を含めて、在本土沖縄県学生会というものがありましたが、その中の医療部会などそういった学生が夏休みに帰ってきて、離島を回りながら、やはり沖縄に帰って頑張ろうという人たちが、県立病院を支えてきたと思います。そういった人たちは定年を迎えています。やはり見ていた同級生や現場で頑張っている先生や先輩方の思いからすると、その理想を現実にする。本当に3000名を超える安定した定数枠を設ける必要があると思います。定数の枠と配置の人数はそれぞれ別と理解していいのですか。

**○兼島規総務部長** 定数の枠という概念が少し理解しがたい部分があるのですが、もし私の考え方で言いますと、例えば、条例定数がある、条例定数の下に配置定数がある、配置定数の間を枠と申し上げているのであれば、これはある面で異例なことだと思います。そういったことはあってはならないと思います。条例定数と配置定数は同一でなければいけないという考え方は、地方自治法の172条の趣旨です。条例定数の総数を定めているというのは、議会の同意する場合には、議会の議決にかからしめることと同じですから、そういった意味でいうと枠概念が理解しがたいと思います。

**○前田政明委員** そうではないと思います。いわゆる、例えば、病院事業局3500

名と。3500名の条例定数が仮にあるとしたら、今は2000幾らかと。その中で当然、状況に応じて経営やその他含めて、そのときどきの必要において先ほど言った定数、すなわちことはこれだけにしようと、というような対応は理屈上はできるわけでしょう。

**○兼島規総務部長** これは配置定数の範囲内の話です。そういった形で求めるのであれば、やはり増員です。条例定数を増員しようとしているわけですから、そういった意味では議会の議決にかからしめるように、議会の審議に付すような形で増員理由を示して、議会に諮って定数をふやすとすることがとるべき道だと思えます。

**○前田政明委員** そういうことで定数枠が3500名となると、いわゆるその範囲で、今の必要な範囲のものはできるようになるわけですね。

**○兼島規総務部長** もちろんそういった理由で増員しているわけですから、そこにはめるという形で議会で承認をいただければ、そこにはめる形でよろしいかと思えます。

**○前田政明委員** そういう面でやはり大事な問題だと思えますので、私は総務企画委員会として、文教厚生委員会ではかなり議論していると思えますが、私たちは正しい判断をするために、議員の質問権としても十分に保障されるためには、本当は答弁補助者として出席できるのかと思いましたが、それができていませんので、参考人としてやはり病院長の方々を呼んで、今の議論の真意を確かめながらこの沖縄県職員定数条例案に対してどのような態度をとるかという判断をしていく必要があると思えますので、お取り計らいをお願いします。

**○當間盛夫委員長** ただいま前田政明委員から県立病院長の参考人招致を求める動議がありましたが、本動議の取り扱いについては、本日の各議案の審査終了後に、改めて協議したいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

**○照屋守之委員** 私はこの定数増でこれだけ議論が沸騰すると思いませんでした。この条例改正までの手順、先ほど病院事業局長を中心にやったということでしたが、説明をお願いします。

○池田克紀行政改革推進課長 県立病院の内部の調整については、県立病院課長のほうから説明させていただきます。こちらは病院事業局県立病院課と調整をしてきたところですので。病院事業局が各県立病院からいろいろな要望等を聞き、さらに内容等を精査した上でこちらと調整をしてきたところですので。今回の増員に係る具体的な理由があるのかどうなのか、また今回増員をした際に病院事業の経営にどういった影響を与えるかといったことを、可能な限り具体的な数値で示していただきたいということを病院事業局にお願いして、病院事業局から出てきたものをお互いに確認をして、最終的に今回の条例で提案をしています111名という数になりました。

○前田光幸県立病院課長 病院事業局内での検討経緯の御質問の趣旨にお答えします。今、行政改革推進課長より説明がありましたように、定数の検討にあたっては総合的な観点から検討を行う必要があるということで、平成23年6月の中旬ごろに病院事業局内で横断的な検討を行うための検討チームを立ち上げました。7月の下旬を期限に各県立病院で要望数を取りまとめてもらい、それについての確認、チェック、ヒアリング、それからヒアリングの結果をベースに先ほど申し上げました検討会議を開きました。そういったことを何回か繰り返しまして、12月の中旬ごろに病院の職種ごとの定数改正の資料を病院事業局として取りまとめて総務部との確認作業に入りました。最終的に2月上旬に確認、協議を経て定数111名の審査を求めるという形で定数改正の案をまとめています。

○照屋守之委員 そのときに病院事業局は、各病院長も含めて協議をしましたか。

○前田光幸県立病院課長 病院事業局としての考え方をまとめ、それから総務部との確認においては、そういった確認状況、調整状況を各病院長にも説明しながら、意見交換を行いました。

○照屋守之委員 当たり前だと思います。先ほどやりとりを聞いていると、知事部局が悪者で病院事業局も、病院事業局以下の病院にいる方々の言い分はいいけれど、あなた方が追及されているような気がしてこのような話があるのかと憤慨しております。私が非常に不思議に思うことは、平成21年度から3年計画で経営再建をやりましたよね。85億円を入れました。100億円のそういったお金も含めてやりました。のど元過ぎないうちに平成21年から平成22年は何名

ふやしましたか。

○前田光幸県立病院課長 条例上で平成22年と平成23年の改正で202名の定数増となっています。

○照屋守之委員 これは異常だと思います。202名ふやして、今度は111名をふやそうということですよ。これまでは定数増ありましたか。その前の定数増はいつですか。

○前田光幸県立病院課長 平成22年4月施行の沖縄県職員定数条例改正以前は、地方公営企業法全部適用移行時に暫定的な形で幾らか期間をふやして15名ほど上乘せした時期はありますが、基本的には改正はしていません。

○照屋守之委員 病院長を初め県立病院側がおかしいと思います。必要性に迫られて、病院事業は、病院事業局を中心にして皆さんが仕事をするわけですよ。そうであれば、その前から定数足りないと行って、突き上げて一緒にやればいいと思います。それまでは何も言わずに。平成21年度からやりましょうと言って、50名、100名もふやして、今度は111名もふやすと。歴代の知事がやっていないことを総務部も含めて徹底的にやって、県立でやれるように手助けもしながら人員もふやしていく。そういうことをやっているにもかかわらず、なお現場は不満なわけですよ。ですから私は病院事業経営は異常ではないかと思っています。病院事業局長だけが経営者、あとは協力者ですかという話ですよ。これだけ経営状況が悪くなったのは、トップも含めて病院現場も含めてそういう状況をつくったわけですよ。これまで一生懸命再建するためにやって、なおかつ自分たちが3年間頑張ったかのごとく、給与の削減の改定もしない、111名もふやすのにけしからんというのは、このような話はないと思います。そういうことも含めて、きちんと病院長も含めて病院事業局の中でやっているにもかかわらず、いろいろと不満が外に出ていくということは、病院事業局長、病院長も含めて職員の信頼関係がなくなっているのではないですか。

○前田光幸県立病院課長 定数の調整に当たっては先ほど答弁しましたように、病院現場ではさまざまな要望があることは事実です。委員のおっしゃるように、経営再建の3年目、今後の持続的な経営の安定のためにいろいろと対策を講じていくという状況の中で、病院事業局としては経営に責任を持って、長期的な観点を含めて検討した結果として、増員の数は決めましょう、その数字

については最終的な責任を持つ病院事業局長のほうに各病院長が一任をする形で決めていきたいと思いますということを内部で確認しながら、最終的に111名の定数増を改正案としてまとめた経緯があります。

**○照屋守之委員** 病院長が抜本的な解決にならないと今ごろ言うわけですよ。だれが経営しているのですかという話です。病院事業局長は全部の病院事業をまとめている人ですよ。それぞれの病院経営はそれぞれの病院長が経営責任を負っていないのですか。そのような立場で病院長はいるのですか。抜本的な解決が必要だったら、自分たちで抜本的な解決策をつくるのが彼らの立場ではないですか。

**○前田光幸県立病院課長** 地方公営企業法でいうところの経営責任の帰結は、一義的には事業管理者である病院事業局長に集約されてはいます。県立病院は6病院で成り立っているのです、それぞれの病院長もその病院の経営に関してはその限りで責任を持っていると考えています。

**○照屋守之委員** ですからこの経営はいいかげんです。病院事業局だけ、病院事業局長だけに責任を負わせて、それぞれの病院長を初め職員は責任を負っていないというならば、まともな経営ができるのかという話です。当然、病院長もこれまでの経緯はわかるわけだから、経費も含めて、経営も含めて、人がどれだけふえればどのくらいの経費がかかります、どのくらい上げていかないといけないかということは自分たちでつくっていくものだと思います。人をふやして報酬が上がるという話はありません。それだけの経営努力をしていかないと話になりません。今のやり方は根本的に間違っていると思います。皆さんは111名をふやしますね。そうするとこれだけの人件費が上がります、経費が上がりますという、それだけ医療報酬を上げなくてはいけないということを、経営が成り立つように採算的なものはそれぞれの病院に確認していますか。

**○池田克紀行政改革推進課長** 今回は医師、看護師、コメディカルの増員ですが、基本的に病院ごとに、職種ごとに、診療報酬の状況等も見ながら具体的に今回ふやした場合に人件費がどれだけふえて、診療報酬がどれだけふえるか。今回は医師については、臨時的任用の医師が既にいるところだったりしますので、その場合だったら人件費がふえなかったりしますので、これから増員をします、見込ということですが、それぞれで病院のほうから収支に係るような数値を出していただいて、それを確認しながらやっています。

○照屋守之委員　ですからそのようにいいかげんな経営をさせるからそうなるのです。この数字的なものはどうなっていますか。平成24年度の数字に111名を増員して、経営的な数字がどのようにになっていくかというシミュレーションをやっていますか。

○前田光幸県立病院課長　試算はやっています。

○照屋守之委員　経営状況はどのようになっていますか。

○前田光幸県立病院課長　今、行政改革推進課長からも説明がありましたように、臨時的任用医師の定数化は現在、現に正規職員の待遇で従事している職員の定数化ですので、事実的な人件費の増というものは見込んでいません。収益についても現に診療に従事することによって収益を得ていますので、収支の面でいいますと、試算上はプラス・マイナス・ゼロだという考え方です。中部病院と南部医療センター・こども医療センターの休床再開については、それぞれに7対1看護体制を前提に現在のそれぞれ病院の入院単価等から収益がふえる分と、一方で人件費がふえる分を計算しまして、中部病院のほうでは約3億2000万円程度の収支が改善される見込みです。南部医療センター・こども医療センターについては収支が2400万円ほど改善する見込みになっています。リハビリテーション部門については5病院の合計ですが、19名の増員をすることによって増員しない場合との比較で申し上げますと、約7200万円ほど収支の改善を見込んでいます。

○照屋守之委員　今、私は県議会議員は2期目ですが、この病院事業については経営そのもの自体について議論はなかなかされていません。議会そのものが病院事業経営について一般の行政とか県の職員であるとかの対応をずっとやってきたと思います。それに甘んじてこの病院事業経営がこのようになっていきます。経営そのもの自体はないがしろにしているわけです。だれが責任を負うかとか、県議会も責任を負わないから言いたい放題です。そういった問題も含めてされていません。ですから根本的にコスト意識とか、経営そのものを今、経営再建で3年やりましたよね、それをきっかけに私は言ってるのです。県立病院の職員としてプライドを持ってやってもらえませんかということを強く言っています。バックアップしているのですが、この3年間やったときにこれがどのようにになっている、職員も含めてこういった状況だと。なおかつ人も入れて、

お金も投下して、なおかつまだ足りないという議論は話にならないと思います。県民もそう思っていると思います。きちんとした経営をやりなさいということが県民の立場です。このように火の車になっているとはわかりません。そういうことも含めて111名ふやします、非常にありがたいことだと、しかしまだ現場はいろいろな課題がありますと。病院事業局長、病院長あるいは職員を中心にさらにお互い努力してやっていきましょう、県当局一執行部も含めて対応できるように努力しましょうということが各県立病院の立場だと思っています。ですから、病院長からこういった意見があるということは、非常に情けないと思います。病院事業局長との信頼がしっかりなされていないという経営は情けないと思います。もう一つ非常に不思議なことは、平成21年度から3年間経営再建をしましたね。普通の一般の経営改善再建のときにどういったことをやりますか。もちろんお金は必要です、人をふやす経営再建はないですよ。県立病院の方も議員もわかっていない人が多いので、異常です。こういった中で知事部局も努力をして一生懸命やっています。一般会計からも85億円も3年間投入をしているということをわからないと、非常に厳しいと思います。それぞれの経営の数字がありますが、この数字については病院事業局一皆さん方だけで責任を負っているのですか。病院長も含めて経営はどのようになっていますか。

○前田光幸県立病院課長 統括的な責任は病院事業局長にありますが、各病院長も責任を持って経営に当たっているということです。

○照屋守之委員 また7対1看護体制もありますが、これはおこなっていると思います。おこなっているといえますか、北部病院もなかなか厳しいという状況があって。それぞれの県立病院はそれぞれの経営をやっているのに、本来はいち早く病院長も職員も含めて、この取り組みをしていないからこういった自体に陥っていると思います。これは知事部局がかかわる話ではないです。那覇市立病院は平成17年からやっていますか。こういった形で独自で新しい仕組みができる、それをいち早く取り入れて、市民の医療に貢献するためには独立行政法人化しかないと言って、病院長の先生方が積極的に働きかけて独立行政法人化して、7対1看護体制をいち早くやったわけですよ。違いますか。

○前田光幸県立病院課長 那覇私立病院においては、平成20年4月より独立行政法人に移行し、秋ごろに7対1看護体制を導入したと記憶しております。

○照屋守之委員 今、病院事業で起こっている部分を、こういった議論をする

と知事部局がどうのこうのとか、病院事業管理がどうのこうのという話になるが、実際一番大事なことは県民に接している県立病院側がどうするかということを生懸念に考えながら、そういったこともいち早く導入していくという姿勢があれば、このようなことにはならないわけです。なぜもっと早目にやらないのか、民間病院もどんどんやっているのに。この辺の意識がおかしいということと、111名の増員は私からすると歴代の知事の中でこれだけ増員することはなかなかないですよ。

○兼島規総務部長 ないと思います。

○照屋守之委員 そういったことも含めてぜひ速やかに解決して、県民のために頑張っていく。話を聞くと県職員のための病院事業とも聞こえたりしますが、それはとんでもない話です。県民のために役に立つために病院事業はあるわけで、そのためにはどうするかということです。つい最近まで県の責任といって労働組合も追及していますが、とんでもない話です。ですからもっと労働組合側も病院長も協力して一緒になって、今の病院事業をどうするかと県民の立場になって考えないと。経営再建3年過ぎても今このような状況で、病院長はこうのように言っているということだと、これから先、地方公営企業法全部適用でどうのこうのという話になりません。こういった動きが加速すればするほど、先の経営には責任を負えなくなるので、独立したほうがいいのではないですかということになります。私は今でもそう思っています。これだけ手足を縛られてと言っている病院長が多いので、自由に独立して、自分たちでお金もふやして定数もふやして県民のために頑張って、利益が上がれば給与にも還元してという形をやったほうがいいのではないかと思います。そういったことも含めて病院事業は今我々が真剣に考えて、どういった経営体でやっていく、どういった定数でやっていくということも含めて、永遠に県民の医療を充実、発展させるためにはどうしていくかということをお話していかないと、病院事業局の中で、県立病院の中で足の引っ張り合いをしている今の現状は、経営的に我々は責任を負えません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今111名の提案が上がっていて、先ほどの県立病院課長の説明だとこれはしっかりと病院事業局の中で議論を重ねて取りまとめてきて、提案

されているということでした。しかし、ここにきてなぜ病院事業局長と病院長の発言が違うのかということが、基本的な疑問です。なぜでしょうか。

**○前田光幸県立病院課長** 調整の過程で一緒に作業をしてきたという立場で、私なりに考えるところで申し上げますと、やはり先ほど来、委員から御指摘がありますように、確かに診療報酬の方向性はチーム医療の推進という形である意味人をふやしていけば収益が上がるという方向性がある中で、病院現場では必要性をより強く感じるころはあると思います。加えて離島などでは人の確保の問題もあるということで、病院長は基本的にそういったところから経営のためには人をふやす必要があります、そういった考え方の中で定数については考えてきたと思います。一方で、病院事業局全体として議論しているときには、長期的な観点から見てどうなのかということを考えると、経営への影響、試算についてはかなり可能な限り精度の高い定量的な確認が必要だということもあります。病院長が定数に関して意見を言っているのは、現場で長年苦勞してきたという気持ちがそういった形で現れていると思います。一方で経営的な確認をしっかりとやっていく必要があるということは、病院事業局長を中心に各病院長もそのことは当然ということで、議論してきましたので、経営的な観点からは今回責任を持って増員をお願いできるのは111名ではないかという考え方については、病院長から病院事業局長に一任をする形で決めています。そういった心情的な部分と経営の観点というところで、少しニュアンスが違う受け取り方をしたのかと思います。

**○金城勉委員** どの組織であれ、一つのテーマについて議論をするときには議論百出は当然です。それぞれの立場からいろいろな見解、意見があつてしかるべきです。それが民主的な手続です。そういったことを踏まえて組織体として、意思決定をするに当たってはこのようにしましょうねと。その決定されたものが、発言されたそれぞれの立場から異論があつたとしても、組織ですから一つの方針を決定しなくてははいけません。決定をし、出した。しかしその後ろから鉄砲を撃つようなやり方で、それぞれの病院長がそれぞれの立場から発言をする。それは組織としての体をなしていますか。事のよしあしはまず置くとして、どう思いますか。

**○前田光幸県立病院課長** 予算特別委員会での審査のことを取り上げておられると思うのですが、冒頭の各病院長からの西銘純恵委員からの御質疑に対しての答弁では基本的に111名の増について病院事業局としてまとめたもので、こ

れについては納得をしているという趣旨の答弁を各病院長はやったと思っています。一方で先ほど申し上げましたが、やはり苦勞をしてきたというところの心情的な部分について後半のほうでいろいろな意見が出たと。それを受けまして当日病院事業局内で改めて幹部会議を開きまして、病院事業局長に一任をしてきたという経緯も改めて確認をしまして、県立病院としては病院事業局長を先頭に経営についてしっかりやっというところと改めて確認をしたところではあります。

○**金城勉委員** だから組織の意思決定はそういうことであって、やはりきちんと議論を重ねてそれを積み上げながら最終的に一つの方針というものを決定するわけです。そのときには一緒になってトップの責任者を支えていくというのが組織のあり方だと。どこのどういう組織であっても、そういう機会をつくられたからといって、その組織の決定のプロセスを無視して、自分の心情的なものを吐露するということはどういう影響を与えるかということもその発言者は考えなければいけないのです。そういう意味では病院長の皆さん方の立場もよく理解するけれども、議論のあり方としては非常に未熟です。はっきり言って、そういうことを利用されているわけです。組織のあり方、組織の論理というものは、きちんとした意思決定のプロセスがあるわけであって、それを心情的な部分を引っ張り出してそれをのうのうと発言をして、そして混乱を招くということがあってはいけません。逆にそれを総務部長やあるいは知事部局から圧力がかかって、これだけでとめなさいという話だったらそれは別問題です。しかし、先ほどの総務部長の話は病院事業局の中で議論を重ねて決定された数字というものをそのまま受け入れて提案されているわけでしょう。違いますか。

○**兼島規総務部長** 病院事業局で議論していただいて、また我がほうと調整をしながら最終的な確認という数字で111名と私も確認しました。病院事業局長にこれは病院事業局の総意ですねと、各病院長含めて総意ですねということを確認した上で沖縄県職員定数条例を手配しているところであります。

○**金城勉委員** そういうことを踏まえた場合、今さら病院長を呼んで何を聞くのですか。混乱に輪をかけるだけです。組織の議論のあり方としては本当におかしい。以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 関連というか、県立病院課長、これだけ今質疑をされていて病院長と病院事業局長の意見が食い違っているのではないかという質疑をした場合、私なりにと答えるのは非常に問題に対する認識が甘すぎるのではないですか。私なりではないです。組織としてこうあったのだと説明しないと、だったら病院長を呼ばないといけないのではないかという議論になるし、病院事業局長を呼ばないといけないのではないかという議論になります。何のために説明員として来ているのですか。だからその私なりにとということを取り消してください。今の質問はなぜ病院長と病院事業局の見解が分かれているのかという話を聞いているので、そこについての皆さんのきちんとした答弁をお願いいたします。私なりにではないですよ。

○前田光幸県立病院課長 111名の定数改正を提案するということに関しては局内、病院事業局長、病院長に確認をとって意思決定をしております。

○上里直司委員 私が言っているのは、なぜ食い違っているのかというところで、そういう発言をするから問題だと提起したのです。総務部長、沖縄県職員定数条例というものが今回111名増で8074名になりました。直近の沖縄県職員定数条例の改正はいつなのか。二、三回ほどさかのぼって沖縄県職員定数条例はどのように改正されてきたのか、そこをお答えいただけますか。

○池田克紀行政改革推進課長 今回提案をしている前が平成23年4月1日施行ですが、このときの定数の総数が7963人です。これは昨年度です。昨年度も改正の内容としては病院事業局に係る定数でございました。その前が平成22年4月1日施行の改正でございまして、そのときの総数、定数が7878名でございまして、このときも改正の要因としては病院事業局でございました。その前は平成18年4月1日施行でございまして、そのときの定数の総数が7781名で、このときも条例改正の要因としては病院事業局に係る改正でございまして、その前といたしますと、平成14年4月1日付の改正。それからその前が昭和の時代の改正になります。

○上里直司委員 ちなみに、その平成18年4月1日施行の沖縄県職員定数条例の一部改正は、幾ら増減があったのかお答えいただけますか。

○池田克紀行政改革推進課長 平成18年4月1日施行の条例改正は病院事業局関連の改正でございましたが、その改正前の病院事業局の定数が2294人でござ

いましたけれども、この2294人を平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間2314名という附則での条例改正でございます。

**○上里直司委員** 定数というものは行政改革推進課の中で民間委託というところで知事部局については随分削減をされていた、あるいは沖縄県職員定数条例と配置定員の数が乖離があるということなのですね。それを配置に関して減をしていく中で病院事業局は増を図ると。この増を図る理由について簡潔にお答えいただけますか。

**○前田光幸県立病院課長** まずは年々医療の高度専門分科が進んできたという要因が1つ大きくあると思います。具体的には医師の場合ですが、内科という領域の中でもさらに血液内科とか消化器内科という形で、従前ですと過去においては総合的に内科の中で診療されていた部分が非常に専門性が高くなってきて、そういった形で専門の医師を確保していく必要があるということで医師の定数増を図ってきたという面があると思います。もう一つはやはり県立病院の場合には病床数をふやした時期もありますので、そういったことに応じてベッドを稼働させるために看護師を増員させてきたとか、患者数の増に合わせてコメディカルを増員してきたと、そういったことがございます。

**○上里直司委員** それで高度化だとか専門化だとかある中で、今回の条例の一部改正する理由については休床中の病床を再開することを理由に上げられておりますけれども、この休床した理由というものがどこにあるのか、これも端的にお答えいただけますか。

**○前田光幸県立病院課長** 当時看護師の確保ができず病床をフル稼働できなかったということで休床しました。

**○上里直司委員** そうすると今回、中部病院と南部医療センター・こども医療センターの看護師の増員で休床はなくなるということになるのですか。

**○前田光幸県立病院課長** 看護師不足による休床は解消されます。

**○上里直司委員** 今まで効果という話が出ていましたけれども、中部病院と南部医療センター・こども医療センターがこれだけ6つの病院の中で増員が多いということなのですから、北部病院や宮古病院、八重山病院あるいは精和

病院はゼロなのですね。今回の条例改正が休床を再開するための目的ではあるのですが、なぜほかの病院の増員が2つの病院よりも低く抑えられているのか。その理由についてお答えいただけますか。

**○前田光幸県立病院課長** まず北部病院ですが、病院事業局としては可能な限り7対1看護体制導入をしたいと考えておりますが、北部病院の場合は一方で内科医師であったり、産婦人科の医師の不足により救急等の診療制限をしている状況がございます。一方で北部地区に急性期の後方支援をする慢性期の病院が足りないという状況もあって、北部病院は長期入院患者が増加する傾向にあります。そうしますと北部病院の入院単価が県立として一急性期の病院として見たときにはやや低めであると。そういった単価の中で7対1看護体制を導入した場合の導入メリットが診療単価の高い中部病院や南部医療センター・こども医療センターに比べて低かったということから、経営的にプラスにならない、マイナスになってしまうということなどがあって、そういう意味で北部病院については7対1看護体制導入に向けてはドクターの確保であったり、病床の効率的な利用等についてももう少し検討が必要ではないかということで今回は見送りをいたしました。精和病院については長期入院患者が多いという状況がありますので、その社会復帰、転院等の促進という事業をやっておりますが、これは時限的な取り組みという中で正規職員でもって、やるかどうかという議論をしましたが、一定程度臨時的任用職員等で対応できるのではないかという判断もあって、そういった部分の増員は見送りをしたというところでございます。

**○上里直司委員** 先ほどから病院事業局経営の経営的観点から増員をされてきた、あるいは決定をしてきたという趣旨の答弁だと受けとめました。そうすると今7対1看護体制をやろうと導入しようとしている北部病院やその他の病院についても今の体制の中では、いずれかのうちには増員が必要だと検討されているような病院だと受けとめてよろしいのですか。

**○前田光幸県立病院課長** 経営への影響をしっかりと確認しながらですが、体制整備は検討を行っていきたいと思っております。

**○上里直司委員** 先ほどから少しわからない点があるのですが、この臨時的任用職員の待遇が正規職員になっても変わらないと、つまり正職員と同じ待遇で対応しているということなので、結局待遇面、給与面という点では変わらないわけですね。その沖縄県職員定数条例の中での増員をすることによって、

その医師にとってどういう効果をもたらすのか、そのことについてお答えいただけますか。

○前田光幸県立病院課長 臨時的任用職員というものは、地方公務員法で1年を超えない限り任用するということが基本となっております。そうしますと臨時的任用ドクターというのは制度的には原則1年以内ということになりますので、そのドクターが診療上欠かせない役割を担っているという状況であれば、そこは定数化をすべきだろうということで今回そういった検討を行って増員の案を出しました。

○上里直司委員 1年を超えない形で臨時的任用をされていたわけですね。しかし、それでは医師としての確保が難しいという判断があったのですか。そこを聞きたいわけなのです。待遇という給与の面では一緒なのですけれども、そこを定数に入れるということは医師確保の点、あるいは医師の適正な配置の点でどういう効果を及ぼすから定数に入れているのかということをもう少し答えていただけますか。

○前田光幸県立病院課長 端的に申し上げますと医師確保をしっかりやるためということです。

○上里直司委員 今先ほどからの質疑を聞いておりますと、42名が今回定数化をするということで、17名が欠員とお答えいただいたと記憶しているのです。17名の欠員というのはどこなのか、なぜ欠員が生じているのか、今回の定数増員で17名というものは確保されないのか、お答えいただけますか。

○前田光幸県立病院課長 59名臨時的任用医師がいたわけですが、うち17名については例えば北部病院の産婦人科、定数が3でありますと、そこに実際正規職員として配置されているのが2であると。そこが臨時的任用医師でもって1名採用していると臨時的任用医師を含めた職員の数が3名、定数3です。そういった診療科の臨時的任用医師がいてもそういった診療科は定数増の必要がないということでそういった形で定数よりも正規職員の数が下回っている診療科を集計しますと、17名になったと、その部分は任用の問題として、正規職員で採用しようと思えば採用できる状況にありますので、そこは定数増はいらないだろうと。一方で42名については定数をはみ出した形になっているのは事実ですから、そこは定数化をしていこうと。そういった形で整理をしました。

○上里直司委員 先ほどから111名という数字が必要な数字で出てきたとおっしゃってしまっていて、全体の今2496名が何名どこにいて、どうというような詳しい資料は私の手元にありません。ただ当然経営という観点からするとふやすと効果が出てくるというところで増員はしているものの、しかし病院事業局が配置をしているあるいは確保している定数の中で必要なところに定数を確保すべきであって、そもそも病院事業局の中で定数の増減を工夫はしないといけない話なのかと思っていたのですけれども、そういうことをこれまでやってきたのか、なぜできなかったのか、そこを簡潔に御説明いただけますか。

○前田光幸県立病院課長 平成18年4月に地方公営企業法全部適用に移行しております。平成17年以降の状況で説明しますと、やはり医師は約19名ほどその間増員をしてきました。あわせて看護師も先ほどの7対1看護体制の関係がありまして、237名ほどふえております。一方で、病院事業局内では特に病院の事務部門のアウトソーシングなどを進めながらということで、平成17年以降は約25名、平成17年の定数が184名です。現在の定数が159名で25名ほど率にして13.6%の削減をしております。あともう一つが施設管理技士であったり、看護補助員といったいわゆる現業職員です。平成20年で病院事業局においても現業業務の見直し方針を立てまして、退職不補充という形で退職者が出ますと、その後は埋めない委託、嘱託職員に変えていくという形をしながら定数を減じた。そういう形でスクラップアンドビルドを可能な限りやってきたという状況がございます。

○上里直司委員 この事務部門というのは例えば皆さんの病院事業局の職員もその定数の中に入ってやるのですか。

○前田光幸県立病院課長 病院事業局、本庁も入っております。

○上里直司委員 現場の皆さん方の声というものもあって、必要な定数を確保したいということを病院長の皆さんはおっしゃっているということであれば、まずその病院事業局の中で定数をしっかり優先的に配置するところを充てるべきであって、それが十分できなければ増員だという考え方だと思うのです。しかし、私が今聞いた中で事務部門が14%弱ということで、これはほかに定数増は必要だから求めてはいますけれども、まだ改革というのができるのかということについてお尋ねしたいのですけれども、どういう状況なのでしょう。

○前田光幸県立病院課長 平成22年4月施行の南部医療センター・こども医療センター7対1看護体制導入に合わせた改正の際に、事務部門のスクラップも計画を立てて実施しております。その時点から比べますと約8名ほどですが、事務部門は削減をしております。病院における事務部門、病院事業局を含めてですけれども、常に執行体制の効率化は考えるべきということで、次年度改めて事務部門の執行体制のあり方については検討していこうということなどを議論しているところです。

○上里直司委員 そうすると事務部門の職員のあり方、定数に入れるか入れないかという話がさらに検討していけばそれを削減できる余地はあるということですか。

○前田光幸県立病院課長 効率化という観点で見えていきますので、可能な限りそういった方向性を出せていけたらいいのかと思っております。

○上里直司委員 わかりました。本当はもう少し定数増を図るという意味では平成22年度、平成23年度やってきた実績があつて、今回増はすると。しかし定数はできるだけふやさず、病院事業局内での経営を考えて定数の配分をしていくところの感じが出ないと、その増員だけが出ているので、病院事業局全体の経営という点ではなかなか見えづらく思うのです。そういう意味ではその事務部門の余地をできるだけブラッシュアップして、できていけば年度途中からその定数は確定するというか、民間委託だとかアウトソーシングだとかしながら、現場の声にこたえていくという体制はとれるのでしょうか。そこを最後に答えていただけますか。

○前田光幸県立病院課長 病院事業においても執行体制、人員体制は常に見直すべきところは見直すべきと考えておまして、次年度も定数の検討に当たっては病院事業局内におけるスクラップアンドビルドも含めてしっかりと検討していきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山内末子委員。

○山内末子委員 総務部長にお伺いいたしますが、まず条例定数の意義について、朝あつたかと思えますけれども、もう一度お願いいたします。

○兼島規総務部長 地方自治法第172条に、定数については条例で定めると第3項で記しているわけです。その意義は職員を一たん採用しますと生涯賃金を払わなければいけないということもあって、条例定数を増員しながら人を増員するというについては極めて慎重であってしかるべきだという考え方があろうかと思えます。もちろん執行部が予算なり事業を執行するわけですから、本当は執行部のやりやすいようにやればよろしいのかもしれませんが、そういった一たん採用すると公務員である以上、生涯賃金を保障しなければいけない。簡単に定年までに免職というわけにはいかないという背景もあって、定数は条例で定めると。その総数についてはしっかり条例で定めてそれを増員する場合については議会の議決を図るというのが条例定数の趣旨だと理解しております。

○山内末子委員 病院ですから、その他の通常の職員の定数とは全く違う形で考えていかないといけないと思うのです。その定数を定めるポイントはやはり病院は病院なりのポイントがあると思うのですけれども、それはどのようにお考えですか。

○兼島規総務部長 病院は地方自治法の中で法定されているものですから、私は法令の範囲内でしっかり答えようと思っているわけですが、知事部局それから病院事業局、企業局、県警察も含めて、やはり172条の職員である以上、条例でもって定数は定めなければいけないという規定がございます。病院の定数につきましては先ほど配置定数という概念がございましたが、各病院ごとに本来ですと、その病院に科目がありましたらその科目に職員を何名はめるとか、看護師何名とか、コメディカル何名とか、医師何名とか、そういったことがあって、その総数が病院の条例定数ということになります。

○山内末子委員 その条例定数が今回111名ということで、3年連続とりあえずは増員ということでもってきていますが、先ほど来あります病院長たちからの要求している人数、病院事業局、総務部でのいろいろなやりとりの中で、その中で人数的なものが淘汰されてきていますよね。淘汰してきた経緯を、数字的なものを少し示してください。

○前田光幸県立病院課長 昨年7月末に病院現場から提出された要望数を取りまとめましたところ、トータルで347名となりました。今回の定数の検討は医療提供体制の確保ということと、経営への影響等をしっかり見ていこうという

ことで、要望の取りまとめに当たっては経営への影響への試算を基本的に求めました。一方で経営的などころからの数字の取りまとめは、病院現場のほうで必ずしも十分ではないという部分もあったので、その内容について担当職員を派遣して、現場でヒアリングをして調査をしました。そういった作業を何回か繰り返す中で12月末の段階で病院事業局として、173名の定数増についての資料の取りまとめを行いました。一方で、我々病院事業局においても医療提供体制の確保、経営への影響を見た場合でも、例えば職種によっては増員による収益の増であったり、そういった効果が定量的なところで十分なのかということについては、我々なりの整理ではありますが、やはり客観的に見たときにはその辺が見づらいのかということも含めた173名でした。その辺を総務部とも確認する中で、病院事業局で持ち帰り改めて再検討しました。やはり経営的に責任を持てるというところで見たらどうかということを経営判断の要素に加えた結果、今回111名の増員にまとめたところです。

**○山内末子委員** これまでの交渉の中で結局、347名の県立病院側の要求から111名と、県立病院側の要求からすると3分の1ですよね。それはもちろん議論があったことは理解できます。その中で先ほど来、県立病院側の経営努力という観点の話もありますが、やはり病院は人がいて初めて収益が上がっていく、医師がいて初めて患者が集まってくるわけですから、そこから収益が上がっていくということで、ほかの職務とは全く違う体系の中で考えていくということを考えますと、先日から予算特別委員会の中で、病院長が今のままでは手足がもぎとられるとか、いろいろなことをおっしゃっていましたが、その観点からすると111名の増員で県立病院の使命が果たせるのかどうかという点を危惧しています。その辺について総務部長として、今回の111名の増員については現在休止しているところを補っていくということになってはいますが、県立病院の使命という点から見るとこの定数で本当に使命が果たされていくのかどうか、この件についてお聞かせください。

**○兼島規総務部長** 病院事業局で議論して、なおかつ病院事業局長から私のほうに111名という数字を出していただきましたので、しっかりと使命を果たせる数字だと思っています。

**○山内末子委員** 111名は現在休止しているところをきちんと普通に稼働していくと。今現在、さらなる問題があります。例えば、救急医療、離島医療の問題—4月から八重山病院のほうでは産婦人科がなくなるという心配がありまし

たし、県立病院では毎日毎日いろいろな不安があるわけです。こういった全体的な、総合的な補完にはつながってはいない111名だと私はとらえています。そういう意味で、定数を条例で定めるにしてはまだまだ足りない。ではどのような形で沖縄県の県民医療を支えるのか、県として支えていくかというところが見えないので、その辺はどのような計画性を持ってこれから対処していくつもりでいますか。

**○兼島規総務部長** 定数は今回で決めてしまうと、これが未来永劫続くわけではありません。その年度、年度ごとの課題等があって、それについて位置づけをするにはどうしたらいいのか。例えば、定数で手当てすることもあるだろうし、予算で手当てすることもあるだろうし、医師の確保でやればもう少しネットワークを広げて医師を確保する手立てがあるだろうし、そういったものを使いながら病院事業は継続的に、高度医療、離島医療も含めて維持できるものだと思います。一昨年度は7対1看護体制を実施するために、条例定数を病院事業局は求めました。それについては経営に資するという観点からそれを認めました。次年度は中部病院ということになって、中部病院も認めました。今回、病院事業局は、北部病院については導入計画があったのですがなかなか難しいと、いろいろな要因があって黒字化ができないと、ここは少し立ちどまろうという観点なのです。そしてもう一つ求めてみたのは、今回休床している病床については、民間病院も手いっぱいなので何とか県立病院を再開してほしいという県民のニーズがあって、それに対して病院事業局としてもこたえたいと。看護師の確保は非常に難しかったですが、最近は看護師学校などもできて、看護師の確保もやりやすくなってきているという状況も踏まえて病床を再開したいと。もう一点は、先ほど来議論されていますように、医師の場合は戻ってきたら臨時的任用対応とかになっていると、医師の確保がままならないと。これについてはしっかりと定数化しましょうと。定数化すれば医師も心理的にも定数になっているので、1年限りではなくて、永続的にできるという心理的要因も働いてその病院の医師として働きやすいということも踏まえて、医師については、臨時的任用されている医師はすべて定数化しました。今回はそういった形でやっています。次年度は、今言いましたコメディカルも含めて、今回は111名の増員をしましたが、この部分もランク1やランク2になると診療報酬が上がりますので、その辺の観点も踏まえてまずはランク1、ランク2を目指して診療報酬を上げようと、そういった観点からこの数字を認めました。もしも今後、そのコメディカルがもっと必要だということになれば、病院事業がもっと必要であるというならば、その時点で経営に資するか否かという観点で、も

う一度我々としては議論して認める場合があれば認めるということです。今年度ですべて終わりだと受け取らないでいただきたいと思います。

**○山内末子委員** ですから定数は必要なのです。診療報酬が2年ごとに改定していく。それから考えるとまた来年も再来年もこのような議論を交わすということよりも、定数を。例えば今回は111名と定数を決めています、病院事業局から出されている178名に上乘せして行って、配置定数のほうで考えていくこともできるのではないですか。あえて今、緊急に定数を低く定めていくこと自体に無理があるのではないかと思います。いろいろなところでまだ100%まだ満足ではない医療が県立病院で進められているわけです。もっと100%の人員がいれば、100%の経営がきちんとできるという病院長の意気込みを買って、そういったことを考えると今緊急に111名を定める必要はないのではないかと思います。それは実際に今休床していても3000名の皆さんが実務をしています。この3000名の実務で初めて今のマイナスであっても、県立病院が運営されていくわけです。定数を定めるときに、どうしても業務に必要な職員ですよ。業務に必要な職員というものは実は3000名が必要な定数になっているのではないですか。この人たちがいなければ県立病院が成り立たないわけですから、それに近い状況をつくっていくということ、上乘せしていくことが、なぜそこに拒否感が出てくるかということが疑問に思います。

**○兼島規総務部長** 先ほど申し上げましたが、やはり人を採用しますと生涯見なくてはいけない。そういった意味でいいますと、採用しますとこの仕事が未来永劫、永続的に続くかどうかということもしっかりと見きわめなくてはいけません。見きわめもしながら定数を定めていくことが筋だと思います。また枠を設けてしまうと、今、採用枠を広げて病院の自由にされたほうがいいのではないかという議論がされていると思いますが、そういったことをしますとまさに議会の議決、議会の権能をある面では逸脱するような、最初から枠をつくって、執行部が恣意的に職員をふやすことが可能になってきますので、そういったことはやるべきではないと思います。こういった形でしっかりと議会に諮って、なぜ増員が必要なのか、なぜ経営に資するのかという議論をしっかりとしながら条例定数を認めていくことが王道のやり方だと思います。

**○山内末子委員** 確かにその意見も理解できます。ただ、今こうして111名の沖縄県職員定数条例が出て、休止しているところが復活をしていく。しかし2月の報道を見ていると、例えば、南部医療センター・こども医療センターは

救急医が4月から6名退職だという実情が目の前に来ているわけです。そういった実情が目の前にあっても、わかっているけれども対処できない事情をそのまま進めることはおかしいと考えます。そういった観点からして、やはり病院長たちが考えている部分と皆さんが考えている経営、財政的な問題、もちろん職員というとらえ方の観点から違いも出ています。そういった意味では目の前のことをどうするのだと言われたら、ではどうしますか。

**○前田光幸県立病院課長** 南部医療センター・こども医療センターの救急医療についての御指摘についてお答えいたします。南部医療センター・こども医療センターの救急科は平成23年4月の段階での定数が3でした。それに対して臨時的任用職員を5という形で、基本的に8名体制で救急の24時間体制を維持してきました。今回の定数検討に当たっては、その臨時的任用に充てている5について、それを正規職員化しようということで、定数を5増加します。ですから、南部医療センター・こども医療センターの救急医の退職は、例えば他院でほかの医療に従事してみたいとか、ドクターのキャリアアップであったりとか、御本人の進路として県立病院を離れるという実情があります。定数上はそういったところも含めて整理をしていこうということで、そういった増員をしました。

**○山内末子委員** 今の県立病院課長と病院長のおっしゃっていることは少し違います。そもそも24時間体制の救急体制で3名の正規職員の医者で見ること自体に無理が出てきているわけですから。そういった無理な現状が現場で起こっていることを見過ごすわけにはいきません。そういった観点から、定数を定めたからといって即その人たちを正規職員にきなさいということではありません。そういう意味で枠を広げておいて、本当に必要なときに必要な職員がこの県立病院の範疇でできるような形を県立病院側に与えていくと、県立病院側の経営能力はさらに高まるという病院長たちの話が予算特別委員会の中でありました。私も病院長の確認ですね—経営能力という面でどうなのかという声もありますが、やはりしっかりとその辺の確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○當間盛夫委員長** ただいま山内末子委員から県立病院長の参考人招致を求める動議がありましたが、本動議の取り扱いについては、本日の各議案の審査終了後に、改めて協議したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 経営健全化計画が着々と進んでいる気がします。その中で111名の定数増については、一定の評価をしています。なぜ111名なのかということも含めて教えてください。この3年間に合計313名の増員になりますが、通常企業の合理化の場合は人員削減から始まります。病院の経営健全化は増員ということから始まっています。それは医業収益への効果と、人材の確保の効果が2つ達成されていると思います。まず平成21年度の117名を増員したときの定数増による収益改善効果は幾らありましたか。

○前田光幸県立病院課長 平成22年4月1日施行の定数改正の主な内容は、南部医療センター・こども医療センターにおける7対1看護体制の導入でした。収益で2億8000万円、費用で2億円ということで、差し引き8000万円の収支改善につながりました。

○高嶺善伸委員 この117名の定数増をしたおかげで8000万円の収益の改善が達成できたということですね。次の85名の増員の場合の収益改善効果はどうなっていますか。

○前田光幸県立病院課長 平成23年4月に7対1看護体制に移行した中部病院については、まだ実績が確定しておりませんので経営への影響についてはまとめておりません。

○高嶺善伸委員 今回の111名の定数改善によるシミュレーションの数字も出したのですよね。それによって妥協して111名だから、85名の増員のときも限界利益を出しながら、これくらいでいいのではないかという数字を出したと思うので、実績ではなくて収益改善の見込みでいいので教えてください。

○前田光幸県立病院課長 中部病院における7対1看護体制導入における試算の結果は収入が7億5000万円、費用が5億6700万円、差し引き1億8300万円の収支改善をするという試算をしました。

○高嶺善伸委員 そうしますと平成21年、平成22年の改正で合計2億6000万円くらいの収益の改善が達成される、あるいは見込まれるということですね。今回の111名の定数増による収支改善の見込みのトータル額は幾らを見込んで

いますか。

○前田光幸県立病院課長 休床再開とリハビリテーション部門の増員を合わせて、4億1500万円ほどの収支改善が図られる見込みです。

○高嶺善伸委員 いずれにしてもこの3年間、313名という大幅な定数増という条例改正をして、収益効果が経営改善に大きいということがわかりました。ぜひどの定数が適切かということは、限界利益を見ながら収支改善に役立つのであれば積極的に現場の対応、診療報酬への適正な対応などをして改善に今後でも取り組んでいただきたいと思います。もう一つは、医師確保の観点からの改善効果ですが、これまでは定数枠がないために今のような人材を流出してしまうということもありましたが、今回の111名の定数増は特に医師確保の観点からはどのような効果が考えられますか。

○前田光幸県立病院課長 実際に県立病院で養成した医師を必要な体制を確保するために、しっかりと定着していくために必要な定数はどのくらいにするべきかということを検討して、今回42名の医師の定数増について案をまとめました。

○高嶺善伸委員 現在は59名の臨時的任用でいる医師が、今度の定数改正分も含めてこれが正規職員として採用されるということで、人材確保に大きな役割を果たしたことになりますよね。

○前田光幸県立病院課長 人材確保に資するものと考えています。

○高嶺善伸委員 我々も経営改善がとかく消極的になって、赤字だから人もふやさないということでは、このような改善効果が期待できなかったし、果たせなかったと思っていますので、これまでの一連の沖縄県職員定数条例の改正について評価したいと思います。最初は現場から347名の増の要求があったり、調整をして最終的には病院事業局では173名ではどうかということがあったが、検討の結果111名の定数増になったと聞いております。この173名と111名の間に収益改善の効果が期待されなかったのか、あるいはマンパワーの人材確保の効果が期待されなかったのか、この辺の努力ができなかったのかも含めて一今回で終わりではないですし、次回もあるのでその辺は積み上げてきた成果がきちんと出ていますので、その辺の病院事業局の要求と財政の査定が一致したも

のが111名ですが、今後の見通しも含めて収益改善や医師等々、マンパワーの確保という観点からするとベターな決着かもしれないが、現場からはもう少しほしかったという声はある気がします。それに対する総務部長の考え方をお聞かせください。

**○兼島規総務部長** 確かに、総合的に勘案して経営に資するかどうかも含めて111名という数字になりました。173名との間には確かに収益に資さないものもあります。そういった観点もあったものですから、まずは少しこの定数については検討しましょうという形で、もう一度検討ということになっていますので、次年度はその辺も含めてどうしても必要なのかどうか等々含めて検討していきたいと思います。

**○高嶺善伸委員** 県立八重山病院も産婦人科の医師が、大体1年ローテーションで交代していくわけです。医師の地域的な遍在、診療科目の遍在があつて、やはり病院長は医師探しで大変奔走している印象を受けます。時期によっては、この医師まで抱えていれば可能だと。あるいは定数はあつても全然医師が探せないという时期的な需給のバランスがあります。こういったものを沖縄県職員定数条例とは別に医師確保という観点から現場の病院長や関係者が医師の確保をしやすい沖縄県職員定数条例の運用の仕方、現場の医師の許容力の改善方法は何かないでしょうか。

**○兼島規総務部長** 病院事業局長がお答えする観点かもしれませんが、私から言いますと、確かにこの科目についてかなり専門化されています。例えば、内科にしても心療内科であったりと、いろいろと細分化されている観点から見ますとなかなか専門的な医師が確保できません。ここを少し人事委員会も含めて私のほうで、病院事業局長にサジェスションを与えていますけれども、任期つき研究員がいますが、任期つき医師もできないのかと。例えば、5年間この診療科目はとても需要があると、そこについては任期つきということで5年間に限って採用しますが、その間はしかるべき待遇をしながら医師の確保を図るということを導入しないとなかなか医師の確保は難しいと思っています。必要な診療科目は変遷していきます。昔は耳鼻咽喉科が少なかったが今は産婦人科や小児科が少ないという事態を迎えますので、その間の需要に応じて任期つき医師というものを少し考えることも必要なのかと思っています。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 12ページをごらんください。

乙第8号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、地方自治法等の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を削除するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第8号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

補足説明をお願いします。

○**池田克紀行政改革推進課長** 補足して御説明いたします。沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは法令に基づきまして、知事の権限に属している事務がございますが、その一部を条例により市町村長にその権限を移譲することができるという地方自治法の規定に基づきまして条例を制定して、各年度市町村長と協議をいたしまして、協議が整ったものについて移譲をするということで、通常2月議会定例会に条例改正を提案しているものでございます。例えば、今回新たに移譲する事務としまして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業所の登録でありますとか、保安機関の認定などにつきまして、今まで知事が持っていた権限を今回、伊江村長に移譲する。それから例えば、火薬類取締法に基づいた事務では火薬の譲渡許可に関する条件の付加について、これまで知事が持っていた権限を南城市長と伊平屋村長に移譲するというような、権限移譲による新たな移譲事務としては、例えば今言ったものが含まれます。もう一つ、今回これまでと少し

異なっているのは、これまで市町村に条例で移譲していたものの中で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律—いわゆる第2次一括法というものが昨年8月30日に公布されております。これまで市町村に条例で移譲していたものが、法律によって直接市町村に移譲されるということになったものですから、今まで条例で規定していた部分については削除するというので、今回の条例改正では大きく言いましてこの2つがございませう。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から都市再開発法について浦添市へも権限移譲がされるか確認があり、行政改革推進課長が浦添市への権限移譲の概要について説明を行った。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 例えば、火薬類取締法に基づく事務のうち幾つか挙げて南城市、伊平屋村とあります。液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化については伊江村とあります。これは代表的に書いたのか、そこにだけ移るのがよくわかりませう。伊江村だけに移ってほかの市町村は関係ないのですか。

○**池田克紀行政改革推進課長** この事務については、基本的には全市町村に移譲できないかという希望を聞いています。その中で移譲を受けたいという市町村について、県と市町村との協議を経た上で移譲していくということです。例えば、今回の火薬類取締法については、ほかの市町村には希望は聞いておりますが、ほかの市町村からは移譲の希望がなかったということで、今回は南城市と伊平屋村です。

○**新里米吉委員** 火薬類取締法は南城市と伊江村、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は伊江村だけ、都市再開発法は浦添市だけが了

解して、あとは希望しないということになったわけですね。

○池田克紀行政改革推進課長 移譲したほうが、住民のサービスも向上すると思いますので、できるだけ移譲を受けていただきたいということが県の希望です。しかし市町村としてもいろいろな事情があるようです。県としても希望のないところに強制的にはなかなかできないものですから、希望のある市町村を優先的にしました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 平成24年度第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の19ページの都市再開発法で、浦添市に移譲される権限の中身について説明をお願いします。

○池田克紀行政改革推進課長 今回、浦添市に移譲する都市再開発法関係の事務は、市町村以外の例えば個人や市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業の認可を県が行っていました。これについては浦添市に権限を移譲することです。市街地再開発事業の認可に関する事務、施工者への監督義務、認定再開発事業の認可事務を浦添市に移譲します。

○前田政明委員 かなりの権限になりますか。

○池田克紀行政改革推進課長 権限としては市街地再開発の認可という事務ですので、市町村のまちづくりについてはかなりのメリットがあると思います。

○前田政明委員 許認可権者になるということですか。

○池田克紀行政改革推進課長 認可権者になります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 28ページをごらんください。

乙第9号議案沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、国から県に委託される、所有者不明土地の抜本的解決策を検討するための調査事業について、特別会計で経理するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第9号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりましたが、一括交付金など予算的なものもとられているでしょうから、もう少し細かく説明をお願いします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 所有者不明土地が県にございまして、そこをずっと県、市町村で管理してきたわけですけれども、戦後60年たって、真の所有者がなかなか探せない状況があります。もう一点は、都市化が進んでいまして、かなり都市化の部分で所有者不明土地があります。まだ所有者が確定しないものですから、公共事業にも支障をきたすとか、それから良好なる管理をしなければいけないのですが、なかなか良好なる管理が行き届かないという状況がございまして、国に所有者不明土地についての解決策として、まず調査していただきたい、真の所有者を探すことも含めてですが、筆ごとにどのくらいあるのか、それも含めてしっかり調査していただきたいと。そしてもう一つは、抜本的な解決を図るために、県としては法整備を求めてきたわけです。このままさしく無主物という形になりますと国の所有になる可能性もあります。そういったことを踏まえすと、ある面で県有財産という認識のもとに県もしくは市町村が管理

できるような一市町村が所有できるような仕組みをぜひとっていただきたいということで求めたところ、次年度、国から10分の10の国庫なのですけれども調査費として8000万円程度がつかまりましたので、それをこの特別会計の中に処理する事業を入れ込むということが、今回の改正のポイントでございます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今、所有者不明地を県が管理している一那覇の一等地の住宅地でもやっていますよね。そういった状況をずっと続けると先ほど言った問題が起こると。これを少なくとも県有地といいますか、国有地には当然すべきではないと思いますが、その辺のものはどのくらいありますか。

○**上原徹管財課長** 所有者不明土地の面積ですが、県管理分と市町村管理分があります。県管理分は1461筆、面積が72万4454平方メートル。市町村管理分で筆数1190筆、面積で7万5363平方メートルです。合計しますと筆数で2651筆、面積で79万9817平方メートルとなっています。

○**前田政明委員** これは借地料金といいますか、収入はどれくらいですか。

○**上原徹管財課長** 賃貸借をしている土地が110件ほど。大体7万2000平方メートルありますが、年間の土地貸付料ですが、平成22年度決算で1903万6000円です。

○**前田政明委員** 大体市内というか住宅地ですか。

○**上原徹管財課長** 貸付地は那覇市に特に多くて、那覇市関係の貸付料が中心です。あとは那覇市周辺の西原町、与那原町あたりや名護市などにもあって、点在しています。

○**前田政明委員** 那覇市では若狭、あの辺もありますよね。

○上原徹管財課長 那覇市では若狭周辺、辻あたりが多いです。

○前田政明委員 普通は県有地や私有地を貸与しているなら、売り渡すことも、家を建てている方にできますが、今の状況ではできないわけですね。

○上原徹管財課長 結局この所有者不明土地については、いわゆる民法上でいいますと不在者に関する代理として管理しているということですが、処分権限のない財産の管理なので、売却もできませんし増改築もなかなか許可ができません。

○前田政明委員 戦後67年という面で、きちんと整理をして真正なる所有者を探しながら、それが難しければ所有権といいますか、きちんと確保して公共的に使えるようにするという方向で理解してもいいですか。

○兼島規総務部長 私どもも真の所有者が見つからない、現在の民法の中では管理がなかなか難しくなっていることを踏まえて、学識経験者を中心に検討委員会を設けました。検討委員会を設けてどういった形で解決策があるのかということで1年間議論していただいて、その中で民法の先生方を含めてこれはなかなか現行法では難しいということもあって、特別法をやらなければ難しいのかという意見も踏まえて国のほうには要望しております。やはり国はまずは調査をさせてほしいと、調査をした上でまた判断しましょうということになっています。そういった関係でいいますと、まさしく戦後処理の一環の部分もありますので、そこはしっかりと国に10分の10で調査していただいて、その結果国には県有財産の有効活用という観点から、県有地もしくは市町村有地という形での法的な措置を求めていきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 適宜に対応されていると思います。今やらないとますます難しくなると思います。実は10年くらい前に屋慶名の方と話し合いをしたときにも、藪地島の問題が出ましたがこれは手のつけようがありません。まずは所有者が亡くなっている方が多い。子どもたちがどこにいるかわからないと。地元に住んでいる人が非常に少なく、本土や南米に行っていたりします。これを一々もらってほしいといってもそれだけの価値はないわけです。こういった土

地を何か活用したいと言っていましたが大変だよと言いました。南米まで行ったら損するよという話になるものですから、こういったものも恐らく該当するのだと思いますので、そういったことを含めていくとかなりの土地があると思います。ぜひそれを検討してうまくいけばいいと思います。それはやはり該当するわけですね。

○兼島規総務部長 そういった事例が多いです。昭和25年に当時の民政府が土地所有の確認のためのことをやりましたが、その調査の中にどうしても挙がってこなかった事例があります。やはり一家離散ですとか、戦争で一家が亡くなったとかそういったことが考えられるような気がします。確かに市町村有地はとりわけ山間部が多いので、なかなか利用もできないという状況があって管理がままならないという状況が醸し出されています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○金城勉委員 ちなみにこの所有者不明土地は全国の事例というものもデータとしてありますか。

○兼島規総務部長 全国はありません。

○金城勉委員 ないということは、所有者不明土地というものは戦後の中では発生しなかったということですか。データとして掌握できていないということですか。

○兼島規総務部長 例えば、大阪府の空襲、東京都の空襲など戦争で土地家屋が焼失する場合がありますが、そこは原簿がしっかりしています。そういった意味で所有者がいないということは全国的にないです。ただ沖縄県だけ、こういった形で昭和の25年に当時の民政府が所有者を確認しようとして全県で調査しましたが、その中でどうしても挙がってこなかったものが所有者不明土地として残っています。

○金城勉委員 ということは、やはり地上戦の影響が非常に強いと。戦争被害の実態が他都道府県とは違うということの結果でしょうか。

○兼島規総務部長　すべてがそうだとはいませんが、そういった要素も大きいと思います。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員　昭和25年に民政府が調査したということでしたが、それ以降の調査はされていますか。

○上原徹管財課長　1946年に米軍による所有権調査がされて、そのときに所有権があった方は土地を取得しました。いわゆる所有者不明の土地になったものは、そのままずっと残されています。その後、平成13年くらいにこれだけの土地を所有者不明のままではいけないということで、簡単な調査を栗国村を中心にやりました。しかし、真の所有者があらわれてきませんでした。そういう経緯があります。

○新垣清涼委員　行方不明者などはよく新聞広告にもありますよね。そういった、所有者が戦争で亡くなった方だということも考えられますが、例えば、親が持っていて子どもたちは既に嫁いでいたり、親が主張しなかったら所有者が出てこなかった可能性もあるので、そういう意味では、どこそこの土地があった覚えがある方という形で広告などをする必要があったかと思いますが、そういったことはされていませんか。

○上原徹管財課長　先ほど言いましたように、平成13年度あたりは集中的に取り組んでパンフレットなどを市町村に配ったり、ポスターを掲示したりしています。現在でも県のホームページに、県の1461筆の所有者不明土地については住所などを示して掲載していますが、名乗り出る方はいません。

○新垣清涼委員　例えばある方が出たときに、そこに土地があったはずだという場合には原簿というものが無いので、証明が難しいですよ。そういったことをすれば証明できますか。

○上原徹管財課長　所有者不明土地の所有権を主張される方は、土地そのものの所有権ですから、重い形で手続をとります。まずは土地所有権証明書を市町村長が1951年に出していますが、これがあれば非常に有力な決め手です。しか

し、これはほとんど残っていない形が多いです。ではどうやって証明するかというと所有者不明土地の周辺の隣接する地主の全部の証明が必要ですが、既に高齢化していて亡くなっている方も多くて署名ができないことが実態です。したがって、なかなか有力な手がかり、この土地はこの人のものであると所有権を証明する手がかりがないものが多いです。

○新垣清涼委員 今の話だとほぼ可能性がないということになりますよね。違うケースですが、いわゆる公文書というか昔の地図などでもって、ここは私の土地であったということであっても、周りの方が認めないとこれは立証できないということになりますよね。そういった争いの件はないですか。所有者不明土地、そうでなくてもそういったことでなくても、ここは私の土地だったのに今は県が管理している、あるいはだれかの所有になってしまっているという訴えはありませんか。

○上原徹管財課長 裁判で訴訟を提起されて、所有権の請求訴訟が相当件数ありました。これまで370件ほど返還した土地もありますが、そのうちの100件程度がこういった訴訟で返還していると。ただそれもずっと以前で、最近では訴訟になるケースはありません。

○新垣清涼委員 今は民有地の場合には近くに証明する方がいるかと思えます。軍用地になっている中で、立ち入りもできないところでそういったケースもありますか。

○上原徹管財課長 軍用地一提供施設内にある所有者不明土地ですが、20筆あって2952平方メートルあります。これについては立入調査もできないという現状もありまして、これはほとんど所有者に関する調査がされていません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 この条例の改正によってこれから行う調査はどの程度までされますか。

○上原徹管財課長 今回の実態調査ですが、先ほど言いましたように平成13年に簡単な調査、予算がない中でやりくりしてやったものですから、明確な所有

者不明土地の現況把握、面積、境界、真の所有者の探索はできませんでした。今回は国庫委託金ですが、8071万1000円使いまして具体的に調査しようということです。所有者不明土地の全筆を確定するための基礎調査、これが3000筆くらいやろうと考えています。また所有者不明土地の現況を把握するための測量調査、真の所有者探索です。この探索が具体的かつ厳しいと思います。市町村は墓地中心なのですが、墓を開けて、その中から証拠書類を出して所有者につながるものを探していこうということをやっていこうという考えです。

○上里直司委員 これだけ長期間にわたって所有者不明土地をこれから探すと言ったとしても、真の所有者の搜索はなかなか容易ではないことは想像できます。これを何年ぐらいをめぐりして調査を考えていますか。ある程度の区切りをつけていかないといけないと思いますが、いつごろをめぐりして考えていますか。

○上原徹管財課長 所有者不明土地の実態調査ですが、平成24年度から5年間かけて平成28年度まですべての筆数の調査を終わりたいと思います。

○上里直司委員 今から調査、調査後の想定は余りすべきではないかもしれませんが、この5年間で見つかるものもあるでしょうし、5年間かけても厳しいとするならば、5年後に県としてどういった手続をとるのか。検討委員会に照らし合わせて5年後にどういう形で国等への対応をしますか。

○兼島規総務部長 民法の大原則、所有権という大原則を崩すようなことを県として求めているわけですので、かなり国も構えています。法務局を含めて国も構えています。ただ今回の東日本大震災でこれと似た事例が生じています。その辺の観点から国も所有者不明土地についてかなり関心を持っています。東日本大震災の対応のための特別立法等々を検討するときに沖縄県に所有者不明土地があることを認識していますので、そのあたりの動向、そこを踏まえると国も受け入れやすくなる感じが出てくると思っています。その辺も見ながら、調査もしながらしっかりと国に求めていきたいと思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 29ページをごらんください。

乙第10号議案沖縄県使用料及び手数料の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、受益者負担の原則に基づき、工業技術センターにおける使用料等の徴収根拠を定めるとともに、衛生環境研究所における手数料の額を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、工業技術センターに設置している10機器について使用料の徴収根拠を定め、一般の利用に供されなくなった5機器の使用料を廃止するとともに、同センターにおける酒類用振動式密度計によるアルコール度数測定について手数料の徴収根拠を定め、熱分析に係る手数料に加算額を設定するものであります。

また、衛生環境研究所で実施している生物同定試験の手数料の額を改めることとしており、平成24年4月1日から施行することとしております。

以上、乙第10号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 具体的に個別的に、幾らから幾らになっているか説明をお願いします。

○平敷昭人財政課長 31ページの表の次に同表衛生環境研究所手数料の項中がありますけれども、1800円が2700円に改まります。この部分が額の改定です。前後して恐縮ですが、30ページの中程の、熱分析の項がありますが一別表第2の工業技術センター手数料の項中ですが、その右側に空欄があったものが、前

処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1650円とか、一般的な前処理を行う場合は2430円、複雑な前処理を行う場合は3380円を加算するという加算項目が追加されました。この部分が改まった部分です。そのほかは新たな手数料を追加したり、使われなくなった分を削除した改正です。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から1800円から2700円に値上げた生物同定試験及び加算項目を追加した熱分析について値上げた理由、利用件数及び検査依頼主について確認があり、執行部から生物同定試験は検査実施に必要なコスト計算を行ったところ実際には約1万円かかっているが、これまでの経緯から値上げに関しては1.5倍までという考えがあるため2700円としたこと、利用件数は年間に10件程度及び依頼主は企業であることの説明があった。熱分析については、これまで前処理の簡単な試験が多かったが、最近では複雑な前処理を必要としているものがニーズとしてふえてきているため改正したこと、利用件数は年間5件から10件程度及び依頼主は製造業の企業が主であることの説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 39ページをごらんください。

乙第12号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方税法の改正に伴い、沖縄県税条例等の一部を改正するもの

であります。

国の税制改正において、法人実効税率が5%引き下げられるとともに課税ベースの拡大が行われたことに伴い、法人県民税及び法人市町村民税の法人税割は減収となる一方、法人事業税は増収となります。

その結果、県税は全体的に増収となりますが、市町村税は減収となることから、この増減収を調整するため、県たばこ税の税率の一部を市町村たばこ税へ移譲することとなりました。

改正内容を申し上げますと、県たばこ税の税率を、本則税率については現行の1000本につき1504円から644円引き下げて860円とし、特例税率については、716円から305円引き下げて411円とすることです。

以上、乙第12号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 法人実効税率5%減ということがひっかかります。その前提として法人の中でいわゆる黒字といいますか、黒字の法人数と赤字の法人数について説明をお願いします。

○**西平寛俊税務課長** 全国の法人数248万9605のうち、利益の法人が67万9791件、欠損法人が180万9814。欠損率の割合としては72.7%になります。

○**前田政明委員** 沖縄県についてお願いします。

○**西平寛俊税務課長** 沖縄県は1万6536法人のうち、利益法人は5939、欠損法人は1万597、欠損率の割合は64.1%です。

○**前田政明委員** そのうち資本金1億円を超える法人は県内では、先ほどの利益法人、欠損法人で教えてください。

○**西平寛俊税務課長** 県内の利益法人で先ほど申し上げました5939法人のうち

資本金1億円未満は5832法人、1億円以上は107です。欠損法人の1万597件のうち資本金1億円未満は1万478法人、1億円以上は119法人です。

○前田政明委員 結局、利益法人の実質5%減という減税額は幾らですか。

○西平寛俊税務課長 法人実効税率5%の引き下げによりまして、法人県民税において2億8000万円の減収、法人事業税において12億7000万円の増収。両方合わせて県税として約10億円の増収を見込んでいます。

○前田政明委員 資本金1億円を超える法人の利益法人107のうち、実質5%減税によって影響を受ける、最も大きい企業の額はわかりますか。

○西平寛俊税務課長 今回の5%引き下げの影響についてはマクロ経済と申しますか、全体的な観点で計算していますので、個々の積み上げではありませんので、法人ごとのものはありません。

○前田政明委員 沖縄県の場合、欠損法人が約64%、そこは減税効果はないわけですね。

○西平寛俊税務課長 基本的にはそうなります。

○前田政明委員 全体的にはこれらの法改正が出ている中で、県としては実質約10億円の増収という理解でいいですか。

○西平寛俊税務課長 県税としては10億円の増収です。

○前田政明委員 市町村への影響は今後どのようになりますか。

○西平寛俊税務課長 今回の減税額については国全体としての減税額の算出ですので、市町村全体としては全国で991億円の減収になるという計算です。

○前田政明委員 沖縄県はどのようになりますか。

○西平寛俊税務課長 おおよその計算ですが、県内では11億円の市町村の減収があるので、県税で11億を税源移譲するという計算です。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から法人関係とたばこ税についての県と市町村の相殺を整理して答弁するよう要望がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

○西平寛俊税務課長 今回の法人実効税率5%引き下げによって、沖縄県は10億円の増収です。一方で市町村は11億円のマイナスになります。それで県からたばこ税を11億円税源移譲しまして、市町村はプラスマイナスゼロになり、県は10億円の増収と、11億円の市町村への税源移譲でマイナス1億円の減収が生じるということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第53号議案及び乙第54号議案の議案2件は、内容が関連することから一括して審査を行います。

ただいまの議案2件について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 140ページ及び141ページをごらんください。

乙第53号議案全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について、乙第54号議案西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更についてを一括して説明いたします。

これらの議案は、新たに政令指定都市に指定された熊本市を全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会の構成団体として加えるため、両協議会の規約変更に対し、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

以上、乙第53号議案及び乙第54号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第53号議案及び乙第54号議案の議案2件に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第53号議案及び乙第54号議案の議案2件に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第55号議案包括外部監査契約の締結について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 142ページをごらんください。

乙第55号議案包括外部監査契約の締結について、御説明いたします。

この議案は、平成24年度の包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、契約の相手方は今年度に引き続き、公認会計士田里友治氏を提案しており、契約金額も前年同様、1022万6000円と定めております。

以上、乙第55号議案の説明をいたしました。御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第55号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 国有資産等所在市町村交付金に関する償却というものがあります。これは多分県営団地のことですが、監査はそういったものまで監査しますか。

○上原徹管財課長 国有資産等所在市町村交付金については、償却資産に対する交付金の客体漏れがあります。昨年11月議会で補正をいただいて追加交付をしましたがけれども、特に監査の話は聞いていません。

○新垣清涼委員 宜野湾市にある多分県営団地、県の交付漏れがあったということなのですが、これはいつからの交付漏れですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から新垣委員に対し議案に関連した質疑を行うよう確認があり、新垣委員から包括外部監査では国有資産等所在交付金についての監査を行うかどうかについて答弁するよう要望がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

池田克紀行政改革推進課長。

○池田克紀行政改革推進課長 包括外部監査ですが、県の財務にかかわる事務について監査をするものです。外部監査として、県の内部監査とは違うところがあります。監査のテーマについては、包括外部監査人が決めることになっていまして、今委員がおっしゃっていることが県の財務にかかわることであれば、監査の対象になりますが、具体的に監査のテーマにするかどうかは包括外部監査人が、年度が始まってから決めることになります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 田里氏は再任ですが、今監査人は何人ですか。

○池田克紀行政改革推進課長 田里氏は現在も包括外部監査をやっています。包括外部監査人としては1人です。これに補助者が一緒に監査をしております。現在、補助者が3人です。公認会計士が2人、税理士が1人の補助者が一緒に監査をしております。

○山内末子委員 この契約の金額ですが、積算根拠を教えてください。

○池田克紀行政改革推進課長 包括外部監査の契約の金額の内容は、監査をするための基本費用、執務費用、実費、消費税があります。基本費用が420万円、執務費用が532万5000円、実費が21万4000円、消費税が48万7000円です。合計で1022万6000円です。予算の積算の見積もりです。

○山内末子委員 補助者の3名の費用についてはどのようになっていますか。今、説明のあった費用の中から算出していくのですか。

○池田克紀行政改革推進課長 包括外部監査人の執務経費、補助者の執務経費については、1022万6000円の内訳から支出されます。

○山内末子委員 包括外部監査人の田里氏が補助者とか、チームという形で契約金額が決まってきて、その中から皆さんに対して支払いをしているという理解でいいでしょうか。

○池田克紀行政改革推進課長 契約の相手方自体は田里氏ですが、田里氏がチームをつくって補助者の選定をして、その契約の金額の中から執務費用、報告書の印刷費など、現地に監査に行く際の費用弁償的なものもすべて含んでこの金額から支出されます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第55号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の請願第1号及び陳情平成20年第83号外24件の審査を行います。

ただいまの請願・陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

願います。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました、総務部関係の請願及び陳情案件について、お手元にお配りしております、総務企画委員会請願及び陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の請願は新規1件、陳情は継続20件、新規5件となっております。

新規の請願について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

九州ゴルフ連盟沖縄県支配人会代表幹事葛岡保則氏から提出のあります、請願第1号ゴルフ場利用税改定に関する請願について、処理概要を御説明いたします。

ゴルフ場利用税の税率は、ゴルフ場のホール数、コースの総延長距離、利用料金の3つの基準で決定されます。

そのうち、利用料金については、グリーンフィーの一部をカートフィー等に移しかえることにより、納税額を低く抑える事例が問題となっており、一部のゴルフ場事業者からも是正を求める声が寄せられております。

今回の措置は、税の公平性を担保する必要性から、1人当たりの利用者の税額を定める等級決定に当たっての利用料金の取り扱いを是正するものです。

県といたしましては、ゴルフ場利用税の適正課税に向けて、今後とも、各ゴルフ場等への説明を通し、取り扱い変更に対する理解を求めてまいります。

続きまして、継続陳情の処理概要について御説明いたします。

2 ページの第83号消費税の大増税に反対する陳情及び23ページの第173号庶民増税・消費税増税の反対を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、経過・処理方針等に変更部分がございますので、御説明いたします。

なお、3ページの第86号及び4ページの第87号も、経過・処理方針等に変更がありますが、消費税関連の陳情であり、これから説明する第83号と経過・処理方針等の変更内容が同じでありますので説明を省略いたします。

2 ページをお開きください。

陳情第83号消費税の大増税に反対する陳情について、変更部分を御説明いたします。

現在、国において社会保障と税の一体改革大綱に基づき、消費税率引き上げについて議論されているところであり、今後も引き続き、国の動向を見守っていきたいと考えております。

23ページをお開きください。

陳情第173号庶民増税・消費税増税の反対を求める意見書の提出に関する陳情について、変更部分を御説明いたします。

復興財源については、経済や財政状況などを総合的に勘案し、国において決定されたところであります。

また、社会保障費等の財源については、税制全般の中でさまざまな措置を講じているところであり、県としては、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

続きまして、新規陳情の処理概要を説明いたします。

24ページをお開きください。

沖縄県私立中学高等学校保護者会真榮田明美氏外1人から提出のあります、陳情第15号私学生徒の健康診断費に関する陳情について、御説明いたします。

学校における健康診断は、学校教育法及び学校保健安全法の規定により、毎年度実施することとされております。

当該経費の負担に係る法令上の定めはなく、学校設置者又は保護者が負担しております。

健康診断に係る経費については、従来から、私立学校等運営費補助金の補助対象経費としていることから、県としましては、さらなる助成は困難であるものと考えております。

25ページをお開きください。

消費税廃止沖縄県各界連絡会代表委員仲本興真氏提出のあります、陳情第36号消費税率の引き上げに反対する陳情については、先ほど説明した継続陳情第83号と同じ処理概要であるため、説明を省略させていただきます。

26ページをお開きください。

社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長新垣淑典氏から提出のあります、陳情第43号平成24年度建築物管理業務委託入札に関する陳情について、御説明いたします。

県庁舎を含め各合同庁舎などの清掃等委託業者の指名については、沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく指名競争入札参加資格者名簿を作成しております。

その中から清掃業務等の沖縄県知事登録を行なっている地元業者を優先して指名競争入札を実施しているところであります。

国は、平成7年に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令を制定し、特定地方公共団体が行なう清掃業務等役務の調達を一般競争入札で行うことを求めております。

それを受けて県では平成8年に清掃等委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程を定めております。

政令第5条は、入札に参加する者の事業所の所在に関する地域要件の設定が制限されていることから、規程に県内に本社があるなどの要件を設定することは、適当でないと考えております。

27ページをお開きください。

沖縄の地域医療を考える会共同代表大濱長照氏外4人からの提出のあります、陳情第56号沖縄県職員定数条例の改正を求める陳情について、御説明いたします。

県は、病院事業局の要望に基づき、同局の職員定数について、平成22年度に117名、平成23年度に85名を増員し、平成24年第1回沖縄県議会に提出した職員定数条例の改正案が可決されれば、平成24年度には、さらに111名が増員されることとなります。

県としては、3年間で病院事業局の職員定数を313名ふやし、離島医療や政策医療の提供体制の確保に努めており、県民が医療福祉を十分に受けられるよう対応しているところです。

28ページをお開きください。

NPO法人子ども利用支援わらびの会理事長真栄田篤彦氏からの提出のあります、陳情第71号沖縄県職員定数条例改正に関する陳情については、陳情第56号と同じ処理概要であるため、説明を省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情につきまして、御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより各請願・陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

**○前田政明委員** 新規の陳情第36号消費税率の引き上げに反対する陳情ですが、消費税が今のところ国会で議論している流れの中で2014年に8%、2015年に10%にする法案を通常国会に提出する動きがある。8%、10%、それぞれそ

うなりますと大体県経済にどういう影響が出てくるのでしょうか。

○西平寛俊税務課長 消費税が8%に引き上げられた場合は、現在5%のときには1人当たりの消費税額は7万5990円ですが、8%に引き上げられることによって12万1584円ということで、差額として4万5594円の負担増になります。10%になりますと、14万5263円になりまして、5%との差は6万9273円と負担増になっていくということになります。

○前田政明委員 県民全体では総額幾らの負担になりますか。

○西平寛俊税務課長 消費税の精算後の数字ですが、8%に引き上げられた場合は県全体として、地方消費税が423億6000万円、10%引き上げのときには560億3000万円になります。

平成22年度の消費税ですけれども、1058億円が現行の消費税であります。消費税が5%から10%に引き上げられることによりまして、2023億円になると推計されております。

○前田政明委員 県経済に与える影響、県民所得が大変低い、消費購買力もかなり低くなると雇用も減るのではないかという形で、消費税が5%から10%になりますと、先ほど言った2023億の負担になるというぐあいに県経済にかなり大きな影響が出るのではないかと思いますけど、そのところの影響はわかりますか。

○兼島規総務部長 消費税が上がることによって、財政的にいいますと県全体の収入が安定的に得られるという面でのメリットがあるかと思えます。デメリットとしては消費が冷え込む、雇用問題についても波及するかもしれませんが、そのあたりの総額については承知しておりません。

○前田政明委員 仮に3000万円の家を建てたら、10%であれば消費税は300万円になりますね。それで中小企業の零細業者の転嫁ができるかどうかというもので、中小企業4団体—昨年、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の4団体が、中小企業における消費税の転嫁に係る実態調査をやって、1000万円から1500万円の零細業者の場合71%が転嫁できず自腹を切っているという状況で、そうなると中小零細業者が今でさえ物が売れないという中で、中小業者の転嫁できない方々の倒産廃業が

懸念されておりますが、この辺の認識はどのようなのですか。

○西平寛俊税務課長 中小企業の消費税の転嫁ができないということに関しましては、政府でも問題視、検討していきまして、転嫁できるような仕組みをつくっていくという形で監視委員会つくったりという対応をとるということになっております。

○前田政明委員 監視といっても強制力があるわけでもないし、例えば家を建てる場合に、建てる人から3000万円のうち建設業者に3300万円払えるかという形でまけてくれと言われて、まけざるを得ないというのが実態だと思います。今、税務課長が言われたものは、いわゆる中小企業の方々に消費者がまけてくれと言った場合に何ら規制ができるものではないのでしょうか。

○西平寛俊税務課長 消費税につきましては適正転嫁ができるような形で指導なり、監視をしていくというような形になっております。

○前田政明委員 その保証はあるのですか。

○西平寛俊税務課長 これにつきましては政府でそういった機関をつくっていくという形で対応をしていくということでもあります。

○前田政明委員 中小業者の転嫁は本当に深刻なものだと思うのです。あと、今度の場合に社会保障その他を入れたら約20兆円の負担増ということで、消費税を3%から5%に上げたときが10兆円、そして、景気も悪くなるし税収も10数兆円減るということで、それからずっと下降。自殺者も1998年から毎年3万人を超えるということで、那覇市の人口を超える人たちがこの10年間で自殺をするという社会的現象が続いています。日本チェーンストア協会もさらなる消費の低迷や景気の低迷を招く、安易な増税に走ることに反対するというので、このままでは今でさえデフレーションでどんどん悪の循環で大変なことになるのではないかとこのように言うておりますけれど、全体で県政を見ているという立場からして私は沖縄の場合もっとひどいのではないかと、本当に中小業者の多くの方々がこれを機会に商売をやめざるを得ないと、そうすると雇用も深刻な状況になるのではないかと思います。日本チェーンストア協会の意見も含めて、沖縄の小売の状況からどのような懸念があるのでしょうか。

○西平寛俊税務課長 今回の消費税の引き上げにつきましては社会保障の充実と。現在の社会保障につきましては、大変な借金をして賄っているというようなことで、社会保障の安定のための財源が必要ということで引き上げるわけです。沖縄県の場合は所得が低いというようなことがありますけれども、社会保障につきましては所得の低い人に回る分もあるということで、社会保障を充実することによって将来の安定性が出るという面と、消費活動が抑制されることがあります。国全体として社会保障を安定させないと将来の経済の活性化、あるいは将来に対する安定感がないということで、今回消費税を引き上げることになっているわけです。

○前田政明委員 消費税が実施されて20数年、240兆円近い消費税収はほぼ法人三税の減税額と匹敵するのです。そういう面では、実質的には大企業などの減税に使われてきて、内部留保が今260兆円を超える方向でためられているように思います。今度の2015年までの増税で消費税が13.5兆円、今、年金も削減されているのです。介護保険料もすごく上がっているのです。今度こども手当の削減、年少扶養控除の廃止、そういう控除そのものも廃止になって、実質的には大変な庶民増税になるのです。平均勤労所帯で25万5000円実質増になるという意味では、大変な影響が出るという試算も公表されていますが、このところ部長どうですか。

○兼島規総務部長 まさに国のほうで鋭意議論されている最中だと承知しています。一方では税収につきましては、社会保障に使うことも求めていますし、地方団体についても地方の取り分も配慮するようという観点もございます。また、もう一方では我が県の県民所得が全国の中でも低いほうにございますので、それを勘案して逆進性対策を丁寧に行うということについても我が県の立場として全国知事会等を通じて求めているところであります。

○前田政明委員 社会保障といっても全部増税分を社会保障に充てると政府は言ってますか。

○西平寛俊税務課長 5%のうちの1%は社会保障の拡充、あとの4%についてこれまでの社会保障の安定のための財源ということです。

○前田政明委員 金持ち優遇税制、これは条例に対する私の討論でやったときに皆さんに資料をつくっていただきました。本来の株配当、それから譲渡益の

減税額についてお答えください。

○西平寛俊税務課長 金融税制の軽減措置の件だと思えますけれども、株式譲渡所得と株式配当所得の2通りがありまして、現在地方税は本則で5%ですが3%になっているということでもあります。差額だけ申し上げますと、県民税の配当割で15年から22年までの間で、11億8200万円の軽減があると、それから推計ですけれども国税でいいますと47億3100万円軽減があります。それから、株式を譲渡した場合の課税につきましても、県民税で6億円、国税で24億円、株式と金融税制合わせまして国と県で89億円の軽減がされているということでもあります。

○前田政明委員 県内でも金持ち優遇税制で、89億円も減税になっていて株譲渡1件で1000万円を超える年もあるのです。そういう面では不公平税制の最たる消費税増税を、社会保障の目的でもないし、沖縄県においては中小企業含めて転嫁できない業者も多いし、中小業者破壊税と言われておりますので、私はこの陳情に対しては全面的に支持して、消費税増税ではなくて米軍再編の3兆円とか政党助成金の320億円とか削って充てれば消費税増税は必要ないと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑ありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情第43号平成24年度建築物管理業務委託入札に関する陳情ですね。社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会から出ているものです。2の、沖縄県知事登録を受けた業者で県内に本社がある業者を、という要望に対してその要件の設定をすることは適当ではないということですよ。これはどういうことですか。

○上原徹管財課長 今回、沖縄県ビルメンテナンス協会から陳情が上がっております件は、県が定める一般競争入札の参加資格について、この中で県内に本社を有するという業者、いわゆる県内企業に限定してくれという要請なのですが、これについてはWTO政府調達協定ということで、政府から指示があつて政令で定めていますけれども、特定調達契約にかかわる一般競争入札に参加する者につき当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることはできないということで、一般競争入札に入る場合は県内企業に限定し

た入札ということはできないと。県内問わず県外、あるいは国際的な競争入札をするようにという国の指示でございます。

**○照屋守之委員** こういう離島県で、沖縄県中小企業の振興に関する条例もつくり、仕事の量も恐らく限られていて2万人の雇用ということも含めて、考え方自体に決まりがあっても、特別に県内の本社を使うということをして罰は当たらないのではないかと思うのです。こういう決まりがあるからこれはだめだとかたくなにそのようなことでしかできないというのはおかしいのではないかと思うのです。何とかありませんか。

**○兼島規総務部長** 今は2つに処理概要が分かれています。県の本庁舎、北部合同庁舎、中部合同庁舎を含めて総務部が所管しているものについては規定はありながら、指名競争入札という形で県内業者が指名できるような仕組みをつくっているわけです。ところが、陳情者が求めているのはそれ以外の一例例えば県警察は指名競争入札という制度をとっていないので、それを突破するためには規定の改正でなければ難しいという観点からこういう陳情になっているわけです。我がほうとしては、県警察サイドのほうでそういったことを勘案しながら指名競争入札にできるのかどうか、そこについては県警本部の考えなのですけれど、そこを改めることができれば今言ったような趣旨での対応が可能かと思いますが、この陳情者はこの規定の改正ができないのかということに踏み込んでいます。それはなかなか難しいという処理概要になっているわけです。

**○照屋守之委員** 規定の改正はと言っても、県の総務部管轄のものはやっていると話でしょう。それはありながらも、本庁舎とかいろいろなものはやる。ところが、県警察は全く同じ条件でこういう規定があつてという形で逃げるわけです。考え方が根本的に違うわけです。彼らは規定を盾に、どこでも入れないといけませんという話になるわけでしょう。一方は規定がありながら私どもはそうしてますよという話だから、規定は変えなくてもいいのだけど、この規定があるからできませんと言われた日にはもうだめですかという話にしかならないから、おかしくないですか、何とかありませんかということですよ。あつてもなくてもいいのだけど、これを盾に彼らがやらないことが問題なのですよ。

**○兼島規総務部長** そのところは県警察のお考えですので、なかなか私どものほうでは言及しにくいのですけれど、県警察に聞いていただければと思いま

すが、陳情としてはなかなか総務サイドでお答えするわけにはいかないかと思  
います。

○照屋守之委員 それはそうだが、一方ではこういう形でこういう規定があっ  
ても県内の企業を入れております、一方では県警察の管轄では規定があります  
からだめですということになれば、県警察に聞いてくださいと言っても、彼ら  
はこれを変えてくださいとしか言わないわけです。これをだれが変えるのです  
かという話ですよ。規定は自分たちで変えることができるでしょう。

○兼島規総務部長 これは、政令で取り扱いが定められているものですから政  
令に反する形になりますので、規定の中で県内業者という明記は難しいかと思  
っています。

○照屋守之委員 どうすればできるのですか。一方は規定がありながらやって  
います、一方は規定を盾にとってやらないというこんな矛盾したやり方はない  
でしょう。どうにかできる方法を教えてください。

○上原徹管財課長 実はこれまでの経過を説明しますが、かつて一般競争  
入札は本庁舎の場合はやっていたことがございます。なぜかという、W T O  
政府調達協定で一般競争入札にかけないといけないという基準の額がありまし  
て、それは非常に低い状態があったと。したがって、どうしても一般競争入札  
に入らざるを得なかったのですが、そのためにこの規定を平成8年度につくっ  
たということです。その後、W T O政府調達協定の基準が上がった時期があり  
まして、結局上がったときから指名競争入札でもいいのだと。本庁舎の場合は  
これだけ大きな14階までの建物ですので、分割して発注したほうがより県内企  
業に就職機会がふえるだろうということでやっています、今は3分割してい  
ます。W T O政府調達協定の基準額を超えない—それ以下の指名競争入札でい  
いですよという額の範囲内ですので、本庁舎については当面はこれでいきたい  
と考えています。ただ、どうしても一般競争入札でやらないといけない場合は、  
地方自治法施行令で定める制限つき一般競争入札も考えていかないといけない  
と考えています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 要するに、指名競争入札ができるように知恵を働かせればいいということをわかりやすく言えばこれだけの話ですよ。答えにくいとは思いますが。

○兼島規総務部長 そういうことであります。

○新里米吉委員 普通にやると先ほどの話、WTO政府調達協定で一般競争入札にせざるを得ない。それを3分割してそのようにやったということであるわけだから、そこら辺も県警察も考えたら可能だということを示唆しているというように理解していいですね。

○兼島規総務部長 はい、そういうことも含めてです。

○新里米吉委員 請願第1号ゴルフ場利用税改定に関する請願が余り意味がわからないのですが、私はゴルフをやらないから余計わかりません。この処理概要の利用料金について、グリーンフィーの一部をカートフィー等に移しかえることにより納税額を低く抑える事例というようになっているのですが、グリーンフィーと一部カートフィーということの基礎的な知識から説明してください。

○西平寛俊税務課長 ゴルフ場の料金の内訳は、グリーンフィー、諸経費、キャディーフィー、あるいはカートフィーとあります。ゴルフ場利用税の税率を決めるときにホール数、総延長、利用料金とありますけれど、この利用料金の税率は平日のグリーンフィーと諸経費で決めることになっています。例えば、グリーンフィーが7000円であったところが、平日のグリーンフィーというようなことになるものですから、平日のグリーンフィーを2000円にしてカートフィーを8000円にするという形で料金を移しかえていると、そうするとグリーンフィーが少なくなるものですから、税率が低くなるということです。グリーンフィーと申しますのは、ゴルフ場の維持管理費みたいな基本的な料金になりますけれども、それがゴルフするときの料金としましては半分くらいになるというのが普通の料金形態です。料金移しかえの場合は、グリーンフィーを低く抑えて別の費用に料金を移しかえることをしているということでございます。

○新里米吉委員 まだよく意味はわからないけれども、要するに全員が変わるのではなくて、その方法でいろいろそれぞれ操作ができるから、それができな

いようにしようという趣旨なのですか。

○西平寛俊税務課長 できないようにというか、その辺の操作をなるべくはしないように、ほかのゴルフ場との公平だとか、税制として料金を操作することによって税率が下がってくるということは好ましくないと考えております。

○新里米吉委員 実際に影響を受けるゴルフ場と、影響を受けないゴルフ場が出てくると考えていいですか。

○西平寛俊税務課長 県内にはゴルフ場が33カ所あります。ゴルフ場で影響を受けるのは大体10カ所程度だということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の請願・陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等が退席した後、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に係る県立病院長の参考人招致を求める動議を議題に追加することについて協議した)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に係る県立病院長の参考人招致を求める動議を議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

上里直司委員。

○上里直司委員 今病院長の話がありましたが、経営の決定判断を下しているのは病院事業局長ですから、病院事業局長もあわせて呼ばないと十分な審査ができませんので、病院事業局長を追加で呼んでいただけないでしょうか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、県立病院長の参考人招致を求める動議に病院事業局長を追加して参考人招致することについて協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に係る病院事業局長及び県立病院長の参考人招致を求める動議を議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に係る病院事業局長及び県立病院長の参考人招致を求める動議を議題といたします。

本動議に関し、意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより病院事業局長及び県立病院長の参考人招致を求める動議を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、本動議については可決すると裁決いたします。

次に、病院事業局長及び県立病院長の参考人招致に関して、参考人招致を行う月日等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致を行う月日等について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

病院事業局長及び県立病院長の参考人招致については、休憩中に御協議しましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

今回は、明 3月22日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當間 盛 夫